

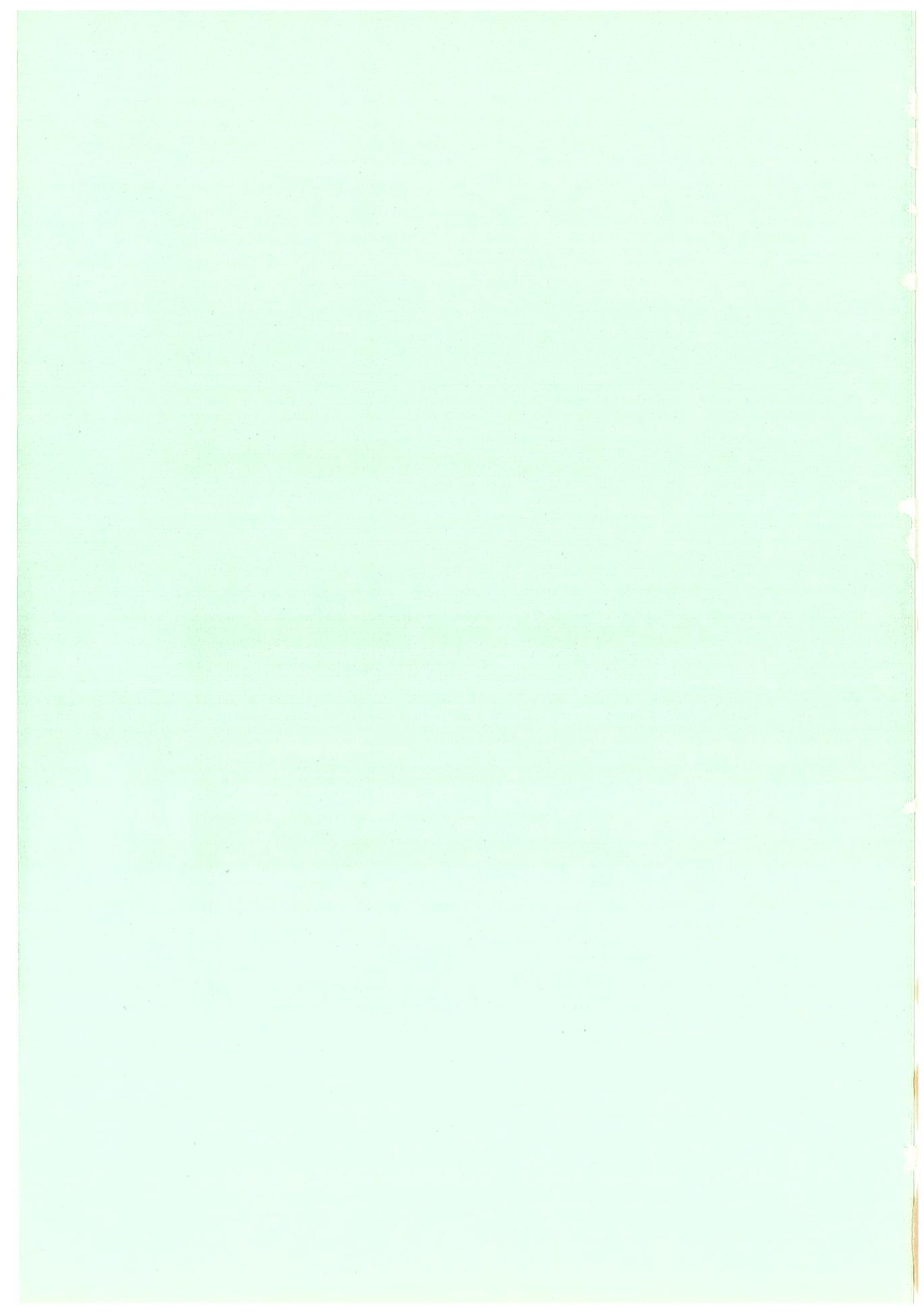
ISSN 0386-6270

奈良県立
民俗博物館研究紀要

第 11 号

1988

奈良県立民俗博物館



奈良県立民俗博物館研究紀要11号の正誤表

ページ	行	誤	正
1	4	持ち帰える	→持ち帰る
2	24	脱着を要易に	→脱着を容易に
3	7	小刻ぎみ	→小刻み
	30	A一尺	→A 1 尺
4	7	内輪とも……輪の	→内輪とも……輪の
	20	追及から	→追求から
1~5	枠外	奈良県民俗博物館研究紀要第11号	→奈良県立民俗博物館研究紀要第11号
6		収集地の平郡町	→平群町
7		収集地の都郡村	→都祁村
14	13	行なわれときた	→行なわれてきた
	32	ちなみ [字切れ]	→ちなみ
	33	日の大トンド [字切れ]	→日の大トンド
17	20	食い止め [字切れ]	→食い止め
20	3	通加儀礼的	→通過儀礼的
	9	かって	→かつて
	9	明日村尾曾	→明日香村尾曾
21	9	与えてきない	→与えていない
28	9	(『御堂関日記』)	→(『御堂関白記』)
	13	(『御堂関白記』)	→(『御堂関白記』)
31	2	[<small>出典</small>] □□とあり、	→[<small>出典</small>] □□とあり、
	12	みるかぎり、 ^x 1330年代	→みるかぎり、 ^o 1330年代
32	10・11	註21 註22	→註① 註②
	36	供水計也	→供水計也
33	3~4	次三代聖靈……水お灑蓮葉上了。	→次三代聖靈……水お灑蓮葉上了。
	6	とあり、 ^x 七月	→とあり(傍線-奥野)、 ^o 七月
35	22	「……間聽聞所二入」	→「……間聽聞所 ^o 二入」
37	14	ただ ^x すでに	→ただ、すでに
38	10	十三日の夕から……仏壇を飾り	→十三日の夕から……仏壇を飾り
39	22	八月十三日から ^x る。	→八月十三日から ^o する。
	29	盂蘭盆	→盂蘭盆 ^o



奈良県立民俗博物館

研究紀要

第 11 号

目

次

はじめに	高原邦夫
当館収蔵丸型行燈の比較研究	大宮守人 1
地域社会と謡——橿原市今井町を中心に——	横山浩子 13
中世公家の盂蘭盆習俗をめぐって(その1)	與野義雄 27

はじめに

当民俗博物館も開館以来早や13年を数え、この間、県民の皆様はじめ多くの関係者のご指導ご協力により育まれてまいりましたが、100年の大計からすればようやく幼年期を過ぎつつあるというところまでさしかかることができたという状況かと存じます。

さて、当館の活動には、展示室や民俗公園、民家の公開、講座の開催など、利用される皆様の目に触れる部分と、これを支える部分、資料の収集や調査研究等の諸活動がございます。

本誌は、こうした日常活動に付随する調査研究の成果の一部を年次報告的に編集刊行するものであり、微力ながら本県民俗文化の保存と県民文化の発展に資すれば幸いかと存じます。今後も本県庶民の暮らしの変遷に関する様々な資料の収集等、本館の基本的機能について、地道に取組んでまいりたいと存じますので一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

昭和63年3月30日

奈良県立民俗博物館

館長 高原邦夫

当館収蔵丸型行燈の比較研究

大 宮 守 人

1.はじめに

収蔵庫には現在64台の丸型行燈が保管されており、丸型行燈以外のもの（手提げ・有明・箱型・掛け行燈・角行燈等）を全て合わせても20台であるのに比べ著しくその量が多い。

当館は無差別収集方式を採用しており、申しでのあったものの全てを持ち帰えることとしているため、一地域におけるこのような主力の座を失った生活用具の総数的比較は当館の収集方式が成さしめる一つの特色であり、その民具研究の方向であると考える。

2.丸型行燈の資料価値（角型行燈との比較）

当館に収蔵する丸型行燈は、いわゆる遠州行燈と呼ばれる、燈架部の被いが回転開閉式のものが大多数を占めるが、一部、密柑型・棗型の被いを上下摺動するものもある。

遠州型の最大の特色は、木製の構成部品が湾曲又は円盤状のものが大部分を占める点で、遠州型出現以前から使用されていた角型座敷行燈に比べ著しく異なる。^(考鏡1)

さらに構成部品数においても図1.2の例による比較では、遠州型は木製部品27点と金属部品17点に対し、角型座敷行燈では木製部品が40点（相方とも油盞は除く）となっている。遠州型は木製部品数では角型の約68%程度であるのに対し、金属部品が17点ほどあり全部品数の約37%を占めていることから、両者の製作システムには、次のようないくつかの違いが感じられる。

①分業体制

角型行燈では木製部品のみで構成されている関係上、工程上の分業は行われたとしても、概ね直線部品の加工組立てに終止する一作業場内における比較的小規模なものであったと考える。

これに対し、遠州行燈の場合は木製部品の製作においても、曲げ加工、直線部品加工、円盤部品加工など、複数のやや異なる技法が関係している上に、完成された金属製機能部品としての取手や油盞台、行燈皿などが取り入れられる方向に発達変化していったと見られる点で、職人集団を総合的にマネージメント出来る比較的大きな資本家の存在を濃厚に

感じさせられるものがある。

②製作技法の相違

分業体制とも関連するが角型行燈が殆んど直線加工に終止するのに対し、遠州型は曲加工、円盤加工による部品で構成されている点は、デザインの違いが、技法に及ぶというのにとどまらず、生産体勢の合理化にまで及んでいると見られる。

それは、曲げ加工におけるジク（治具）、円盤部品の切り出し加工における伸縮自在錐、円周に沿った溝などの削り込みに使用されたと考えられる円周に合わせるガイドつきの毛引又は決鉋等の専用工具の存在によって比較的単純な操りかえし作業化が進んでいたものと思われる。

3.丸型行燈の分類

①外観・支柱数・支柱形状から

当館収蔵の丸型行燈は以下のように分類できる。

- | | |
|----------------|---|
| A.回転開閉遠州型(61点) | C.二本柱懸垂開閉型 (1点)
D.半丸柱二本半月型 (5点)
E.半丸柱三本型 (28点)
F.角柱三本型 (27点) |
|----------------|---|

B.上下摺動密柑型・棗型 (3点)

A. 観察対象64点の内61点を占めている。また、当館収蔵の角型座敷行燈11点に比べても圧倒的数量であるが、これはCDEFのタイプに分けることができる。

B. 密柑及び棗型の風防を上下摺動して油盞を管理するタイプで、丸型ではあるが遠州型とは別系統といえる。

C. 回転開閉式であり遠州型といえるが、回転機構は上部構造に懸垂状態で作動するようになっている。また、支柱上半部外側に上下摺動機構を併わせ持っている点に大きな特色がある。この摺動機構は、油盞管理用ではなく紙の貼替えにあたってこの部分の脱着を要易にするものであろう。

D. 回転機構の基盤が下部構造にある点で一般的なタイプである。このような二本支柱のものは、下半分に紙を貼らない使い方を目指したデザインとなっている。

先のCと機能的には似ているが、あらゆる点に無駄がなく合理的なデザインといえよう。

なお、この型の支柱は半丸型のみで角型支柱は収蔵資料中には見あたらない。

E. Dに支柱を1組増やしたのがこのタイプである。但し、これによって下半分にも紙が貼れる他、堅牢性が増していると考えられる。

またこの堅牢性は製作工程の簡略化にもつながったと見られ、特に支柱基部の加工ならびに丸枠部分への部品の組み付け等の加工は精度的に簡略化出来得たものと思われる。

F. Eの半丸支柱を角材に変えたものであるが、角材のまま使用することによってさらに、

製作工程の簡略化が進んだものと思われる。

観察対象61点のA遠州型の内EとFの数が圧倒的に多く、最後期に最多数製作された形式であったと考え得る。

②提げ手及び燈架の形式から

これは前項の比較結果にも関連するが、C～Fの形式を通じてそのバリエーションの軌跡=必ずしも変遷の意ではなく同時に存在し得た可能性をもふえた広義の製作上の思考の軌跡を小刻ざみに感じさせるものがこの部分にあると考える。

C及びDの一部に見るごとく全木製のものと、DEの一部及びFに見えるごとく金属製の完成部品を導入しているものの2系統に大別できる。

これを製作工程の簡略化という観点から見るとa全木製→b金属製ツルベ及び蜘蛛手型→c釣油蓋型（提げ手及び燈架の一体型）という思考の流れを見ることが出来る。

a→bへの移行では支柱の中間及び上端へ木製の蜘蛛手及び提げ手を組みつける刻み木工計4ヶ所^(写真8参照)が不要となり、金属製品を木部に固定する釘等5ヶ所計12本の打ち付け作業に変化した。またb→cへの移行では提げ手と釣油蓋の釣棒を一体化した金属部品を支柱上端に釘止めするのみとなり工程の簡略化は一層進んだものと思われる。

なお、bとして完成したものをcに改造した痕跡を持つ例は当館収蔵資料中には見られなかった。

またbには2種の金属製蜘蛛手があるが、これにも⑦2足形と⑧3足形の間に工程簡略化への思考の足跡が窺えよう。^(写真10)

③直径の測定から（環状木枠について）

環状の木枠は上部では外輪、内輪各一本、下部では外輪一本（内輪は台に付く円盤部品がこれに替わる）計三本である。この木枠は図3のような2重構造になつており外側は斜接ぎとし、内側は外側材の内周に沿って張り込みを入れたような形で両端を突き合わせ、その透き間に木片を押し込んで外側材に圧着させる方式となっている。3ヶ所の支柱を立てる柄穴は内外材を一体化した後に加工したようである。

このような事から、煮沸又は蒸してジグに巻き付け、曲げ加工したと考えられるので外・内側材の境堀を測ればジグの直径に結びつくであろうが塗装仕上げされている関係上、測定点を定めにくいので外・内輪の外・内径（直径）を全て測定した（別表参照）。

これによりA31cm±1cm、B28cm±1cm、C27cm±1cm、D25cm±1cm程度という結果が得られ、それぞれA一尺、B9寸、C9寸、D8寸という基準寸法のジグの存在が推定でき、曲げ加工の専門職によって量産されたと思われる。

（註.2）収蔵行燈の内訳は以下のとおり、遠州型.61点、角型.11点、上下摺動丸型.3点、手さげ型（木箱型を含む）.8点、有明型.4点

4.測定項目の概要

次のような項目により観察及び測定を行った（別表参照）。

- ① 外観 統一的な観察のために、当館での登録名（アンド・アンドウ・行燈）をはなれ、遠州型、棗型、密柑型、半月（下半分に紙を貼らない型）等の名称については、『日本古燈器大観』^(註1)を参考とした。また、風防の開閉方式については、回転開閉型及び上下摺動型の区別を付した。
 - ② 直径 遠州型では上部の外・内輪とも外・内径の両方を測定した。これは、輪の曲げ加工にあたり一定のジグ（治具）を使用したと思われたので、その検出を目指したためである。
 - ③ 高さ 測定対象を平面に置き、設置平面から外輪の上端までを測定した。但し取手等の突起は含まれない。
 - ④ 支柱数 遠州行燈の柱数は、外・内周とも上部構造を支えるのに三本づつの支柱が立つが、持ち運び用の取手のついた内周の支柱数を数えた。
 - ⑤ 色 赤・黒・溜塗（春慶）の三種があり薄く塗られたものである。なお、遠州行燈は曲げ部品の接合部や2~3枚の板を押糊で接合して円盤部品の原材としているが、組み立て後に行われる塗装によりこうした接ぎ目を目立たなくするという機能も考えられる。
 - ⑥ 支柱形状 下部構造と上部を繋ぐ支柱は、断面が角型と半丸型の二種が見られる。後者の方が切削工程及び下部構造への取付穴の工作等に手間を要するものと見られ、前者の角材による場合の方が工程が単純で、量産には向くと思われる。
- 前者が普及品で後者が高級品と見るべきか、量産効率の追及から生れた形なのかを窺う一つの糸口と思われる。
- ⑦ 提げ手の形式 ^(写真8)木製と金属製があり後者はツルベ型と取手型に分かれる。^(写真11)^(写真12)材質には、鉄製と黄銅製が認められる。なお黄銅と青銅の見分けは、手曲げの難易と鉄釘による打撃音によったが、全てが軟質=黄銅製を判断された。なお取手型には直線又は螺旋の釣手が付き、釣油蓋を掛ける構造が付属する。
 - ⑧ 燈架の形式 ^(写真9)木製と金属製があり後者は蜘蛛手型と釣油蓋型に分かれる。^(写真10)また蜘蛛手型には2足式と3足式の2型式があり、材質も鉄製と黄銅製のものが見られる。なお、釣油蓋型は⑥に見る取手型と一対になった方式であるが釣油蓋を欠くものが多い。

（註.1）『復刻・日本古燈器大観』 つかさ書房 昭和50年発行（社団法人 照明学会監修）

5.その他の注目点

円盤部品に見られる様々な痕跡を破損した資料から観察し得た所見を以下に述べる。

円盤部品は幅10~20cm、厚さ0.65~0.85cm程度の薄板（板目木取）を前挽鋸で挽割つたものを2~3枚、押糊などで側面接合し必要な幅にした材を用意した後に、回転式の毛引

状工具又は自在錐によって切り抜かれたと思われる。また、これと同一工具によると思われる支柱の位置決め痕跡も見られる。また、溝切り工具は、円盤の外周をガイドレールとして位置決め出来る、ガイド付きの決鉋様の工具であったと見られる。

- ① 木理対して斜めに1~2mm幅の扇状に角度変化の見られる鋸の挽痕がある。^(写真13)
- ② 接着剤を塗布した接合面には概ね虫損が見られるので押糊等の澱粉質等のものが使われたと思われる。
- ③ 接合境界を越えて木理と直角に鉋によると見られる連続した削り跡が残るものもあり、接合してから削りをかけたことが窺える。
- ④ 円盤の中心点には必ず小穴があり、これを支点として回転式の毛引状工具又は自在錐が使われたことがわかる。^(写真15)
^(図4)
- ⑤ 部品12にV字状の溝が2本切り込まれている。これは、この部品が下部部品にかぶさり、また上部部品を受けるものであるため、このような溝が設けられたものである。溝の形状は異なっており、同型式ではあるが別の専用工具が用意されていたものと思われる(図2参照)。
- ⑥ 位置決めの痕跡は墨差によるものと毛引状工具によるものが2種観察できる。前者は直線部、後者は円盤部品に多用されている。^(写真18b・19)

6.おわりに

この稿では、文献的考察を入れず、丸型行燈を例とした同一型態及び類似型態資料の比較によってその工法、発達段階等についての情報を浮び上がらせることを試みたいと考えた。これは当館収集資料の特色といえる無差別収集方式により蓄積された同種資料の型態比較という従来からの研究姿勢から一步も出るものではない。今回も考察は不十分であるが、この方式によらなければ窺い知れない事実が多くあることに一層確信を得たと考える。

(別表) 奈良県立民俗博物館収蔵丸型行燈計測リスト

寸法 単位:cm

No	資料 No	外観	直 径				高さ	支柱 数	支柱 形状	色	提げ手の形式	灯架の形式	収集地	備考
			A外輪 外径	B外輪 内径	C内輪 外径	D内輪 内径								
1	C-D28 39	回転開閉 遠州型	31.2	28.9	28.3	25.6	80.7	3	半丸	黒	黄銅ツルベ	黄銅蜘蛛手 (3足)	新庄町弁之庄	
2	不明	回転開閉 遠州型	30.3	27.9	27.6	25.3	85.4	3	半丸	黒	黄銅ツルベ	黄銅蜘蛛手 (3足)	天理市前裁	
3	C-D K1537	回転開閉 遠州型(半月)	32.1	29.5	26.1	27.8	67.1	2	角	黒	木製、支柱 上端に渡す	木製蜘蛛手	高取町上土佐	台板・支柱は椎木製で 重みがある懸垂開閉型
4	C-D13 85	回転開閉 遠州型	32.1	29.2	29.1	26.3	81.2	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	平郡町富貴畑	
5	不明	回転開閉 遠州型	30.4	28.2	27.5	25.3	84.1	3	半丸	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	天理市前裁	
6	C-D9 68	回転開閉 遠州型	31.5	28.5	28.2	25.5	85.5	3	半丸	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	生駒市南田原	
7	C-D33 820	回転開閉 遠州型	31.6	28.8	28.6	25.9	86.7	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	広陵町沢	
8	C-D12 26	回転開閉 遠州型	31.6	28.6	28.3	25.6	81.2	3	半丸	朱	金属製取手 (痕跡)	釣油蓋(欠)	山添村鵜山	
9	C-D13 84	回転開閉 遠州型	29.2	26.5	26.5	24.0	72.2	3	半丸	朱	黄銅取手螺旋 釣棒付	釣油蓋	平郡町富貴畑	
10	C-D13 90	回転開閉 遠州型	32.0	29.1	29.0	26.3	81.5	3	角	春慶	鉄取手螺旋 釣棒付	釣油蓋台	平郡町吉新	
11	C-D16 227	回転開閉 遠州型	31.8	28.8	27.4	25.6	80.8	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	安堵町笠目	
12	不明	回転開閉 遠州型	31.6	28.8	28.5	25.5	86.4	3	半丸	朱	黄銅取手螺旋 釣棒付	釣油蓋(欠)	安堵町笠目	
13	"	回転開閉 遠州型	31.4	28.7	28.3	25.6	82.0	3	半丸	黒	鉄取手 (釣棒欠)	釣油蓋(欠)	川西町結崎	
14	C-D16 433	回転開閉 遠州型	30.2	27.8	27.3	25.0	81.4	3	半丸	春慶	鉄取手螺旋 釣棒付	釣油蓋台(欠)	安堵町笠目	
15	C-D16 289	回転開閉 遠州型	30.3	28.0	28.0	25.7	76.8	3	半丸	黒	鉄取手直 線釣棒付	釣油蓋台(欠)	安堵町笠目	
16	C-D17 77	回転開閉 遠州型	32.0	28.8	28.8	25.8	81.5	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	川西町唐院	
17	C-D21 27	回転開閉 遠州型	32.4	29.6	29.2	26.2	81.5	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	菟田野町古市場	
18	C-D17 2	回転開閉 遠州型	32.3	29.2	28.8	25.7	82.0	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手(3足)	川西町結崎	
19	C-D17 74	回転開閉 遠州型	31.5	28.7	28.5	25.5	85.6	3	半丸	黒	鉄取手直 線釣棒付	釣油蓋台(欠)	川西町結崎	
20	C-D17 74	回転開閉 遠州型	30.6	28.3	28.1	25.7	82.0	3	角	黒	鉄ツルベ(欠)	鉄蜘蛛手(3足)	川西町結崎	
21	C-D18 475	上下摺動 密栓型	24.2	21.9	/	/	81.5	2	角	朱	木製(支柱 上部に渡す)	木製蜘蛛手	三宅町小柳	密栓型摺動の締合次 台板・支柱椎木
22	C-D20 53	回転開閉 遠州型	31.5	28.9	28.3	25.6	81.0	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手(3足)	大字陀町西山	
23	不明	回転開閉遠 州型(半月)	31.8	28.9	28.6	25.7	80.8	2	半丸	朱	木製(支柱 上部に渡す)	木製蜘蛛手	大字陀町西山	
24	C-D21 572-02	回転開閉 遠州型	31.9	29.0	28.5	25.8	81.0	3	半丸	朱	黄銅ツルベ	黄銅蜘蛛手 (3足)	菟田野町東郷	
25	C-D26 34	上下摺動 密栓型	22.4	20.2	/	/	82.0	2	丸	朱	木製支柱 上部に渡す	木製蜘蛛手	高取町清水谷	
26	C-D21 533	回転開閉 遠州型	32.0	29.3	28.9	26.0	82.0	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (2足)	菟田野町佐倉	
27	C-D21 203	回転開閉 遠州型	32.1	29.4	29.1	26.3	82.9	3	角	黒	黄銅取手直 線釣棒付	鉄釣油蓋台付	菟田野町下芳野	
28	C-D26 155	回転開閉 遠州型	31.3	28.5	28.4	25.7	81.2	3	半丸	朱	黄銅ツルベ	黄銅蜘蛛手 (3足)	高取町吉備	
29	C-D26 155	回転開閉 遠州型	31.4	28.7	28.2	25.5	81.0	3	半丸	朱	黄銅ツルベ	黄銅蜘蛛手 (3足)	高取町吉備	
30	C-D34 19	回転開閉 遠州型	31.4	28.5	欠	欠	81.3	3	半丸	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	河合町葉井	
31	C-D32 21	回転開閉 遠州型	31.9	28.6	29.1	25.7	81.6	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手(3足)	王寺町本町	

No	資料 No	外観	直 径				高さ	支柱 数	支柱 形状	色	提げ手の形式	燈架の形式	収集地	備考
			A外輪 外径	B外輪 内径	C内輪 外径	D内輪 内径								
32	C-D K1925	回転開閉 遠州型	30.8	28.5	28.0	25.7	84.2	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手(3足)	生駒市高山	
33	C-D K1926	回転開閉 遠州型	31.4	28.7	28.1	26.6	79.9	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手(3足)	生駒市高山	
34	C-D29 45	回転開閉 遠州型	31.6	28.7	28.4	25.5	85.5	3	半丸	朱	黄銅ツルベ	黄銅蜘蛛手 (3足)	当麻町	
35	C-D39 88	回転開閉 遠州型	31.5	28.7	28.4	25.8	81.4	3	半丸	黒	鉄取手直線 釣棒付	鉄釣油蓋台付	西吉野村大日川	
36	C-D37 56	回転開閉 遠州型	31.5	28.8	28.6	25.8	82.0	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	下市町善城	
37	C-D11 269	回転開閉遠 州型(半月)	32.3	29.3	28.7	25.8	81.0	2	半丸	朱	木製支柱上 端に渡す	木製蜘蛛手	郡村白石	
38	C-D5 17	回転開閉 遠州型	31.5	28.5	28.1	25.1	86.2	3	半丸	朱	金属製ツ ルベ(欠)	鉄蜘蛛手 (3足)	檍原市太田市町	
39	C-D11 87	回転開閉 遠州型	30.5	29.3	27.9	25.7	83.5	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手(3足)	郡村下深川	
40	C-D1 282	上下摺動 密栓型	22.3	20.0	/	/	81.0	2	丸	朱	木製支柱上 端に渡す	木製蜘蛛手	奈良市押熊	
41	C-D16 158	回転開閉 遠州型	30.5	28.2	27.8	26.5	80.5	3	角	春慶	鉄取手 (釣棒欠)	鉄製蜘蛛手 (2足)	安堵町岡崎	
42	C-D17 44	回転開閉 遠州型	欠	欠	28.7	25.9	82.0	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	川西町結崎	
43	C-D21 548	回転開閉 遠州型	32.2	29.5	28.9	26.0	台欠測 定不可	3	半丸	黒	金属取手 (欠)	釣油蓋台 (欠)	菟田野町佐倉	
44	C-D21 565	回転開閉 遠州型	欠	欠	28.8	25.9	86.3	3	角	黒	黄銅ツルベ	黄銅蜘蛛手 (3足)	菟田野町駒帰	
45	C-D21 423	回転開閉 遠州型	31.8	29.0	28.3	25.5	台欠	3	半丸	朱	黄銅取手 (釣棒欠)	釣油蓋台 (欠)	菟田野町見田	
46	不明	回転開閉遠 州型(半月)	31.8	28.8	28.6	25.9	80.9	2	半丸	黒	黄銅取手 釣棒付	釣油蓋台 (欠)	不明	
47	"	回転開閉 遠州型	32.4	29.5	28.8	25.9	81.6	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	"	
48	"	回転開閉 遠州型	32.0	29.2	28.8	26.0	台欠	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (2足)	"	
49	"	回転開閉 遠州型	31.4	28.5	28.2	25.3	86.2	3	半丸	朱	黄銅ツルベ	黄銅蜘蛛手 (3足)	"	
50	"	回転開閉 遠州型	31.6	28.7	28.2	25.3	80.7	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	"	
51	"	回転開閉 遠州型	31.6	28.7	28.6	25.8	81.2	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	"	
52	"	回転開閉 遠州型	31.8	28.8	28.7	25.7	86.0	3	半丸	黒	ツルベ	黄銅蜘蛛手 (3足)	"	
53	"	回転開閉 遠州型	31.2	28.5	28.4	25.5	81.0	3	半丸	朱	ツルベ	黄銅蜘蛛手 (3足)	"	
54	"	回転開閉 遠州型	32.4	29.4	28.9	26.2	台欠	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	"	
55	"	回転開閉 遠州型	31.7	28.9	28.8	25.9	81.1	3	半丸	黒	鉄取手螺旋 釣棒付	鉄釣油蓋 台付	"	
56	"	回転開閉 遠州型	31.9	29.1	29.0	26.2	78.0	3	角	春慶	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	"	
57	"	回転開閉 遠州型	32.0	29.2	28.0	25.1	86.1	3	半丸	朱	黄銅ツルベ	黄銅蜘蛛手 (3足)	"	
58	C-D39 24	回転開閉 遠州型	31.5	28.7	28.3	25.5	80.8	3	角	黒	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	西吉野村湯川	
59	不明	回転開閉 遠州型	30.4	28.0	27.5	25.1	70.7	3	角	春慶	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	不明	
60	"	回転開閉 遠州型	31.8	29.0	28.5	25.7	81.0	3	半丸	朱	黄銅取手螺 旋釣棒付	鉄釣油蓋 台付	"	
61	C-D21 56	回転開閉 遠州型	31.7	29.0	28.1	25.8	85.4	3	半丸	朱	鉄ツルベ	鉄蜘蛛手 (3足)	菟田野町松井	
62	不明	回転開閉遠 州型(半月)	31.3	28.5	28.1	25.4	81.0	2	半丸	黒	木製(支柱 上部に渡す)	鉄蜘蛛手 (3足)	不明	
63	"	回転開閉遠 州型(半月)	31.8	29.0	28.6	26.0	80.4	2	半丸	朱	木製(支柱 上部に渡す)	木製蜘蛛手	"	
64	"	回転開閉遠 州型	34.3	32.2	31.3	29.0	92.5	3	角	朱	木製(支柱 上部に渡す)	木製蜘蛛手 (2足)	"	

図1 角型行燈
構成部品分解図

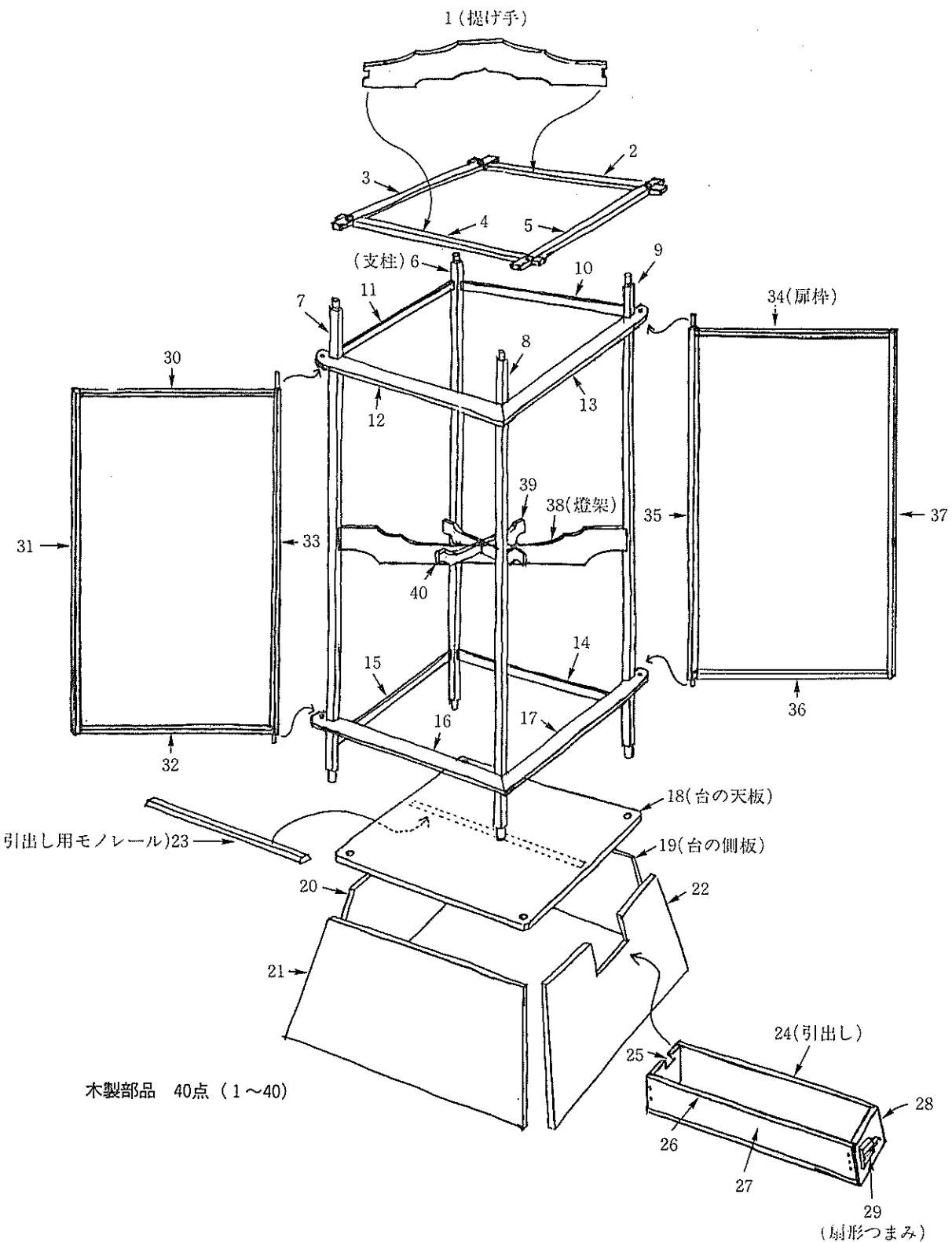


図2 遠州行燈
構成部品分解図

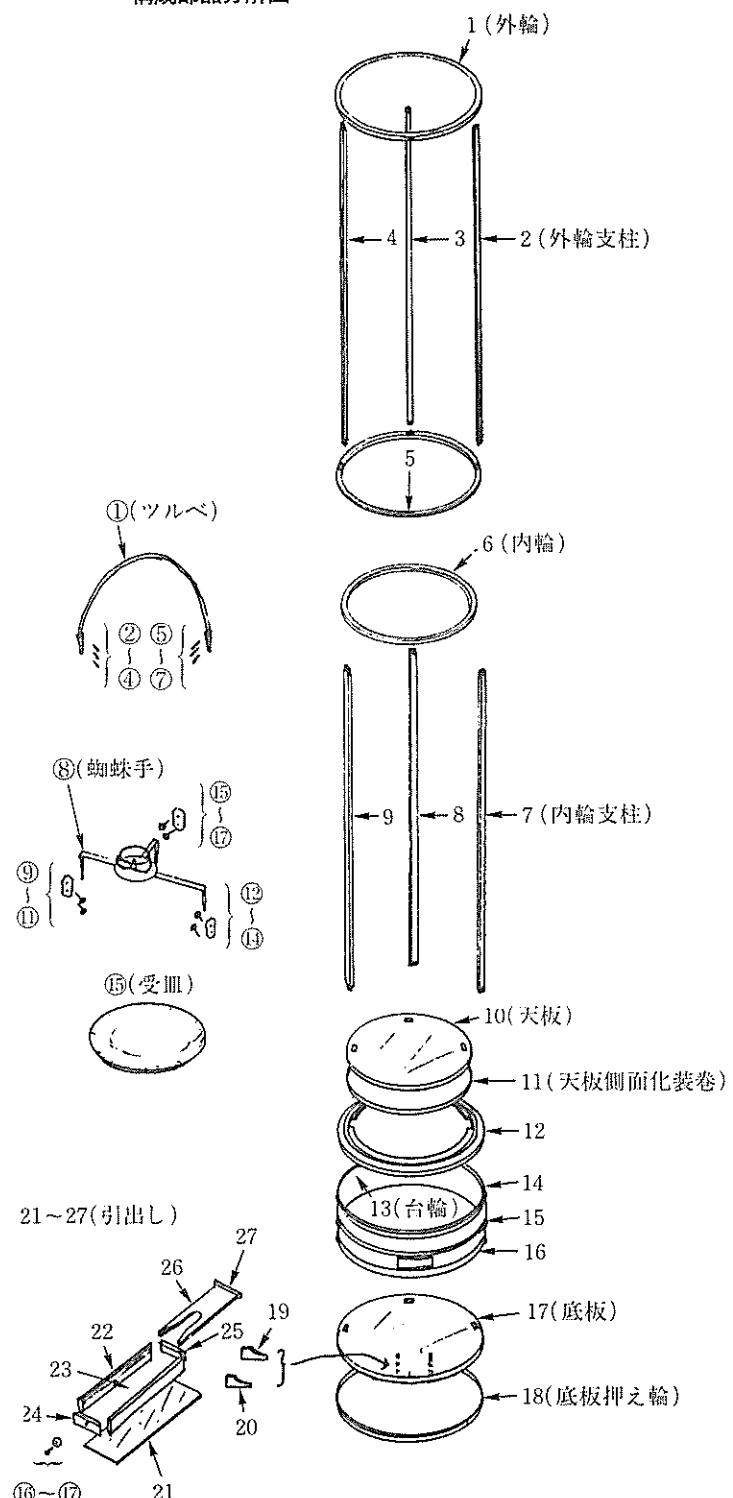


図3 環状木枠の構造

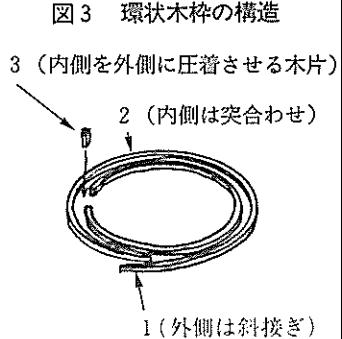
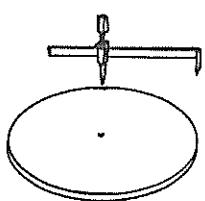
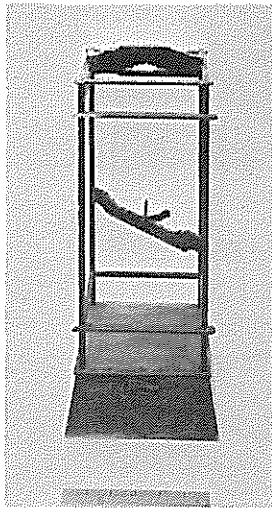


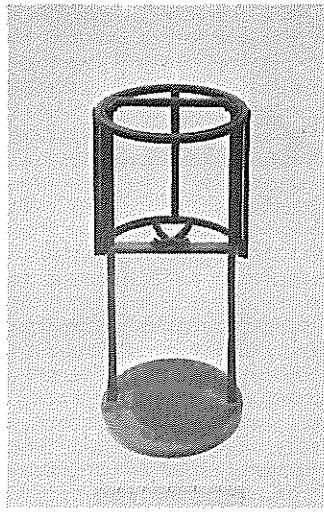
図4 円盤部品の切抜き具(想定)



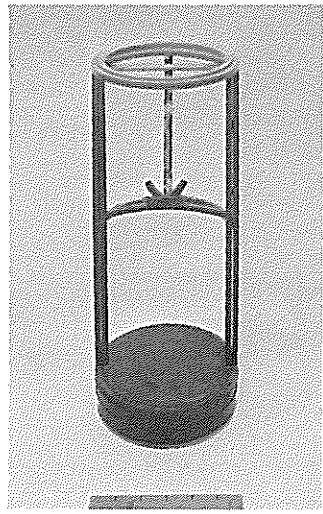
木製部品 27点 (1~27)
金属部品 17点 (①~⑯)



▲写真1 角型座敷行燈

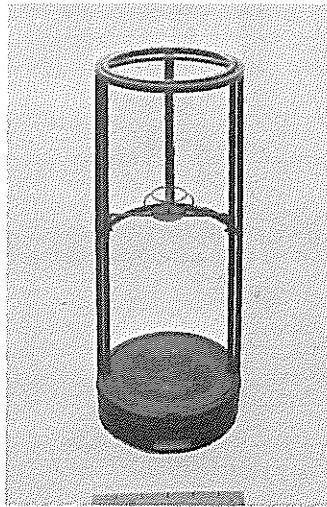


▲写真2 二本柱懸垂開閉型

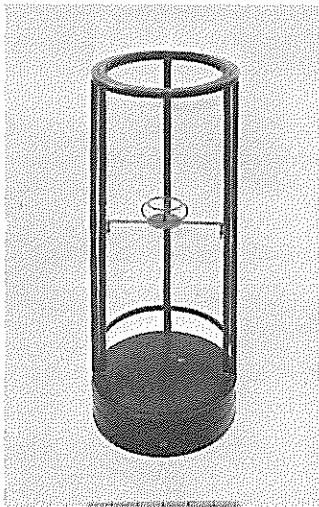


▲写真3 半丸柱二本半月型
木製提げ手・同燈架付

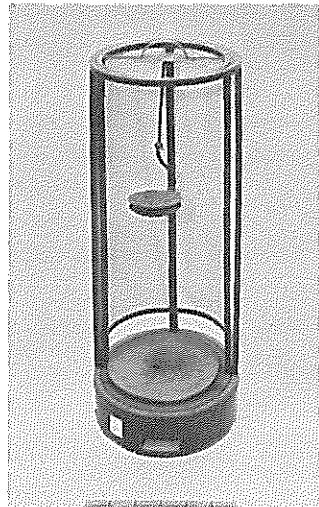
▼写真4 半丸柱二本半月型
木製提げ手・鉄製燈架付

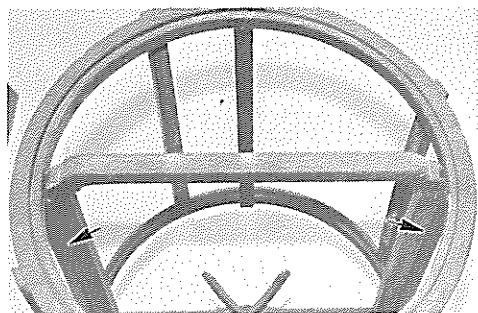


▼写真5 角柱三本型
鉄製ツルベ・同蜘蛛手付

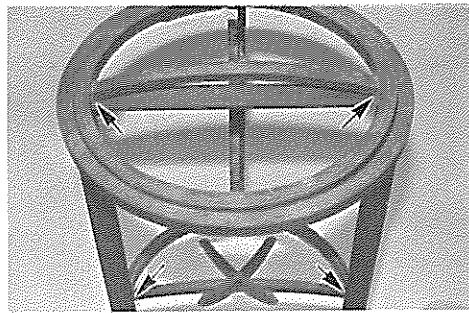


▼写真6 角柱三本型
取手型提げ手と釣油蓋台付

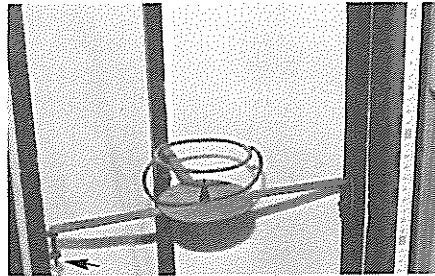




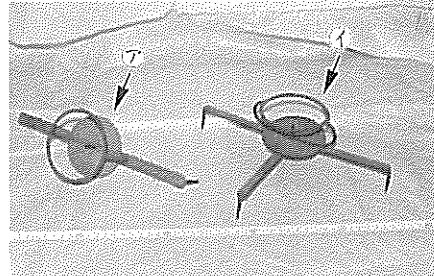
▲写真7 上下摺動機構
(風防全体が脱着できる)



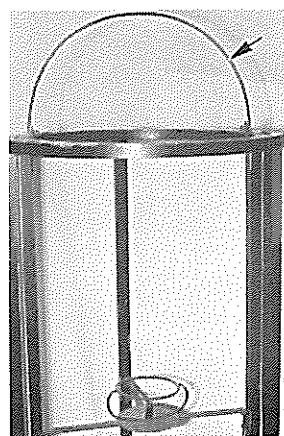
▲写真8 木製の提げ手と燈架



▲写真9 鉄製燈架を固定する釘金具

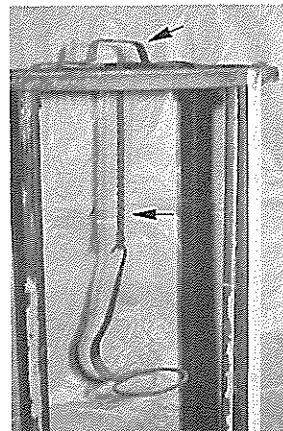


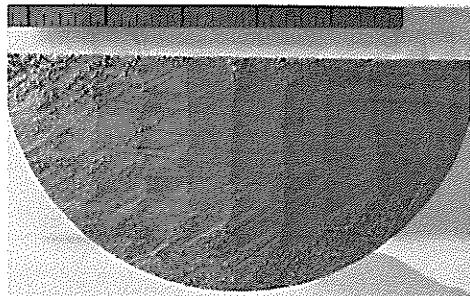
▲写真10 蜘蛛手の二形式



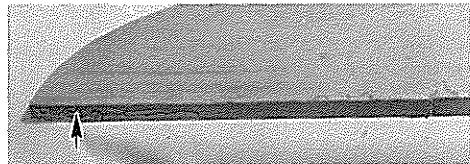
▲写真11 鉄製ツルベ型の提げ手
(鉄製・黄銅製の二種あり)

取手型の提げ手 写真12▶
(このタイプには必ず油
(蓋の釣金具が付属する)

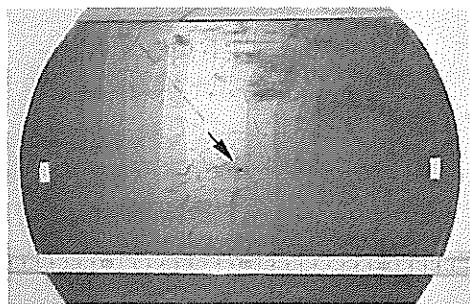




▲写真13 鋸挽痕（斜状の線痕）
(縦方向の痕跡は鋸挽痕を削った鉋刃痕)



▲写真14 円盤部品接合部の虫損

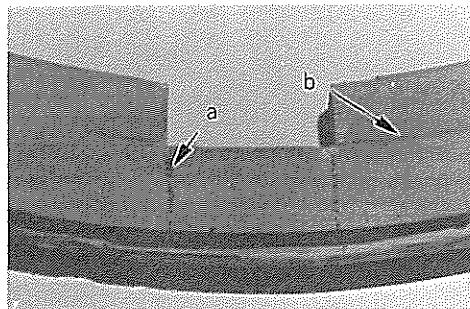
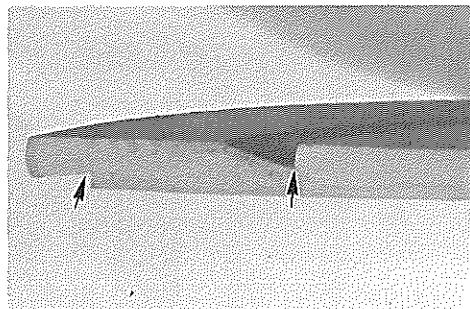


▲写真15 円盤部品切抜用工具の使用痕(小穴)

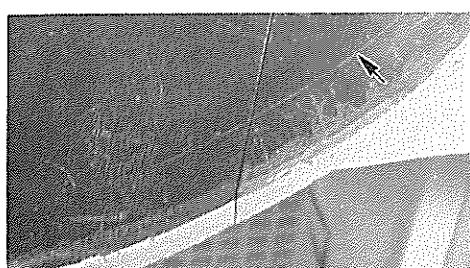


▲写真16 鉋刃痕
(木理と直角に接合境界を越えて続く刃痕)

▼写真17 V字状溝



▲写真18 位置決めの痕跡
(a. 墨差による b. 毛引状工具による)



◀写真19 毛引状工具による連続した線痕

地域社会と講

— 檻原市今井町を中心に —

横山 浩子

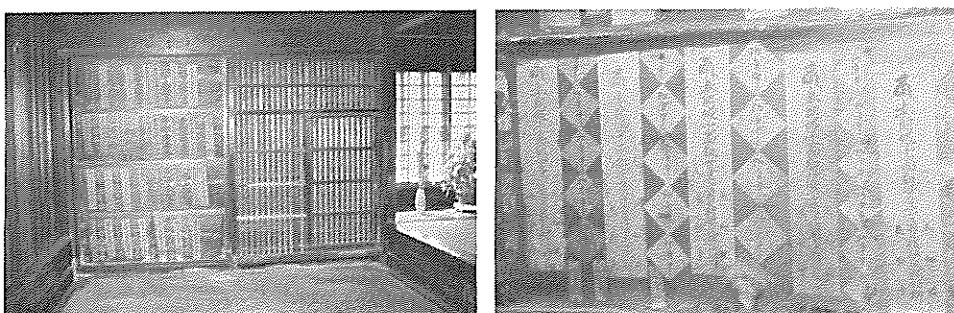
はじめに

大和今井町については、既に歴史学、建築史学等をはじめ様々な分野からの調査、研究が蓄積されており、その姿が次第に明らかにされつつある。^{註1)}

本稿では、そのような中でも今まで積極的には取り上げられることの少なかった民俗的な侧面、特に住人の暮らしの中で當なまれてきた講を中心に報告し、その社会生活の一端を垣間見たいと思う。^{註2)}

当該地区は中世末、真宗寺院（現在の称念寺）を核とする寺内町形成という一種特殊な過程を経る中で一農村が急速に町場化したところである。さらに近世を通じて、近隣農村で早くより手掛けられていたといわれる商品作物の加工・販売、また金融業などを基盤として、大和では奈良、郡山の町に次ぐ規模を持つ有数の商業都市として栄えた。

寺を核として住人が宗教的連帯感のもとに結合する、という寺内町としての本質は早い時期に薄らいでいたとされる。しかし、当初より町の周囲に巡らせた土塁、環濠は住人の平穏な生活を保障すべき物心両面での結界の役割を果たし続け、その中でピーク時には千戸を越えるという人々が、当時としては他の一般農村に比べてかなりの自治権を認められつつ、一つの生活共同体を形作っていたという。



▲商家の戸袋の裏に貼られた初庚申のお札（南御堂町）

庚申講は現在ではその存在も明確ではないが、このようなお札や碑などにその名残りをとどめている。

町の内部は、東・西・南・北・新・今この6町に分かれて町政が行なわれ（寺内町形成当初には4町であったものが急速に発達し、文禄頃には既に現在の環濠跡内区域に相当する規模が形成されていたと見られる）、各町の町年寄、町代が置かれ、惣年寄がその全体を統括しつつ、それぞれの町はまた、他に干渉されない独立した性格を持って機能していた。

土塁、環濠、またそこに設けられた町の出入口としての門等は、明治以降漸時取り除かれて今では殆んど残されておらず、また町並も外へ拡張されていった。しかし、旧寺内町域の市街景観は、近年歴史的町並保存の対象地区としてもその名を知られる通り、旧状を実によく踏襲しており、個々は幾多の変遷の跡を見せつつも、全体として統一性の見事に保たれた家並に、住民が築き上げた独自のモラルの存在が感じられる。

昭和初期以降、商都としての面影は既に薄れ、大阪他近隣都市のベッドタウン化も進む昨今であるが、このような町の秩序を今日迄支えてきた住民間の結びつきのしくみ、といったものにわずかでも近づければ、と思う。

今井町で、過去～現在に渡って行なわれてきた講について、その構成員という側面から見れば、まず基本的に町内を範囲とするものと、それを越えた範囲で行なわれるものとがあるが、ここでは前者に絞って述べてゆくことにしたい。^{註3)}

今井町内を範囲として行なわれる講はさらに、①町内全戸が加入して1つの講を構成するもの、②町内が複数のブロックに分かれ、それぞれが独立的に講を営むもの、③今井という区域を一応範囲として意識しつつ、住人個々の属性や関心等を中心に組織されているもの、に分けることができる。

以下、具体的に述べてゆくことにしよう。

1.春日神社の祭礼と講

今井町西南部分の一角を占める春日神社は、町内全域を氏子圏とし、現在これに関わる行事運営等を管掌しているのが春日講である。

上述の①がこれにあたる。

原則として町内全戸加入制であり、現在は800軒余りが加入しているが、実際にこれを支えているのは各自治会（町内を16に区分、図4参照）の単位であり、これに各1名づつ世話を置き、さらにこの16名の中から会長、副会長、庶務、会計各1名を選出して事務を司っている。宮座制などは確認されず、おそらく近世においては、その行政区画である6町が、春日神社の運営、管理についても基盤組織として機能していたものが、明治以降6町制度が行政単位として機能しなくなつて町内会組織（→現自治会）がこれに代わったのではないかと思われる。

ちなみに、今日行なわれている春日神社の行事は12月31日～1月1日の年越詣り、1月14日の大トンド、10月25、26日の秋祭（八幡神社祭礼を含む。なお、これは以前豆名月の日に行なわれていた）などである。

さて、春日神社の秋祭にはかつて壇尻が出されていたので、これについて少し触れてお

きたい。

壇尻は、もとは町内に7台あり、これは近世の町内6町に材木町を加えたものである。

幕末～明治初頭にかけて度々禁止されたりしながらも引き継がれて、西町、南町のものは昭和20年代まで実際に曳き出されていたという。

壇尻を曳くのは各町内の若い衆（小手間、馬力などが多くかったという）であるが、壇尻の管理、運営には氏神の世話人とは全く別組織の壇尻講があった。すなわちその諸道具の管理権を西町の講元が有し、その下に各町2～3人の世話人を置いて運営されていた。壇尻講について興味深いのは、町政レベルの正規の単位である6町と対等に、材木町の名がこれに加わっていることである。

材木町とは、いわゆる道筋を基準とした区画割の概念ともいるべき「筋町」の1つと思われるが^{筋町}（後に詳述）このことは、少なくとも幕末期において住民生活の中でこの筋町がかなりのウエイトを占めて機能していた具体的な例証といえようし、また逆に言えば、祭りの中で壇尻に関わる部分こそがより一般住民に密着したものであったことを窺せるものともいえよう。

2. 日待講と地蔵講

この2つの講は、現在今井町のほぼ全域に渡って分布が見られ、どちらもごく小規模な近隣集団を単位として成り立っている点共通している。

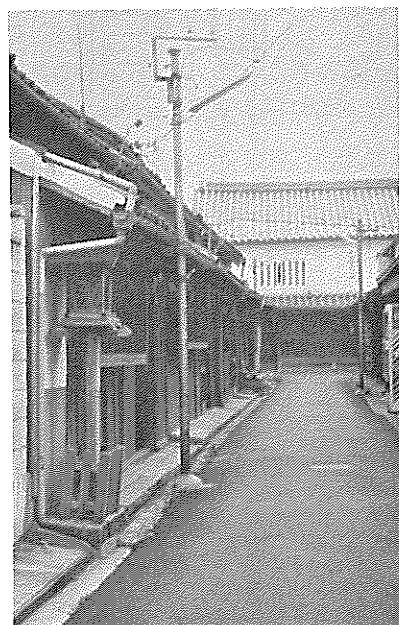
しかし、両者は必ずしも同一の組織によって行なわれているわけではない。

その構成単位には食い違いも見られ、また現在、双方が同一単位で行なわれているところについても、例えば西本町の例をあげてみると、ここは両講の具足箱が伝えられており、地蔵講のものは嘉永6年の銘とともに当時の講員と思われる21軒の名が記され、これによると現在とほぼ同じ範囲で行なわれていたことが窺える。一方、日待講については文久元年の年号があり、当時同範囲21軒中の5軒により行なわれていたようであり、この頃、この2つの講が必ずしも同一のものではなく、ある種の階層的区分（例えば家主層と店子層など）が、当初の日待講には反映されていたことも窺わせる。

次に、両講それぞれについてさらに詳しく見てゆくことにしよう。

○日待講

この講について何時頃迄遡り得るかについての手掛りとしては、若林家所蔵『日待懸錢帳』^{註5)}が参考に



▲太神宮灯籠(北口町)

なる。即ちその冒頭に

當町内日待之儀者旧年無断絶相勤候處、両三年中絶有之、今又文化
五辰乃とし閏六月5月々壱入前ニ青銅十貳錢宛を集メ、右掛錢を以
講中為家内安全、毎年春壱度ツ、惣代衆伊勢參宮可致者也、

とあり、文化年間には既に行なわれていた事がわかる。また同帳面には当時の掛錢、代参者者の決め方、境迎えの事、参宮や下向の際の見舞、土産ものを控えるべき事、講員が転居したときの扱い等についての規約も見られ、当時の様子を知ることができる。

現在、日待講は町内殆どのところが行なっているが(図5)、その様子は各講少しづつ違っている。幾つかの例をあげてみよう。

まず、先にも触れた西本町日待講であるが、現在、自治会組織内1組～5組に分かれる内、旧環濠内地区にあたる1,2組合わせて23軒より成る。講はかっては毎月16日に行なわれ、1月16日は初日待として伊勢に年越し詣りして賜ったお札を講中に配る。また、7月16日は辻日待と呼ばれ、これは西本町だけでなく町内全域の日待講が最も華やかに行なわれる日で、道々に竿竹を渡し、各家の高張提灯をこれに吊してかざり、夜中まで当屋の家に講員が集まって酒話に興じたものだという。現在は7月16日のみ行なわれ、内容も極めて簡素

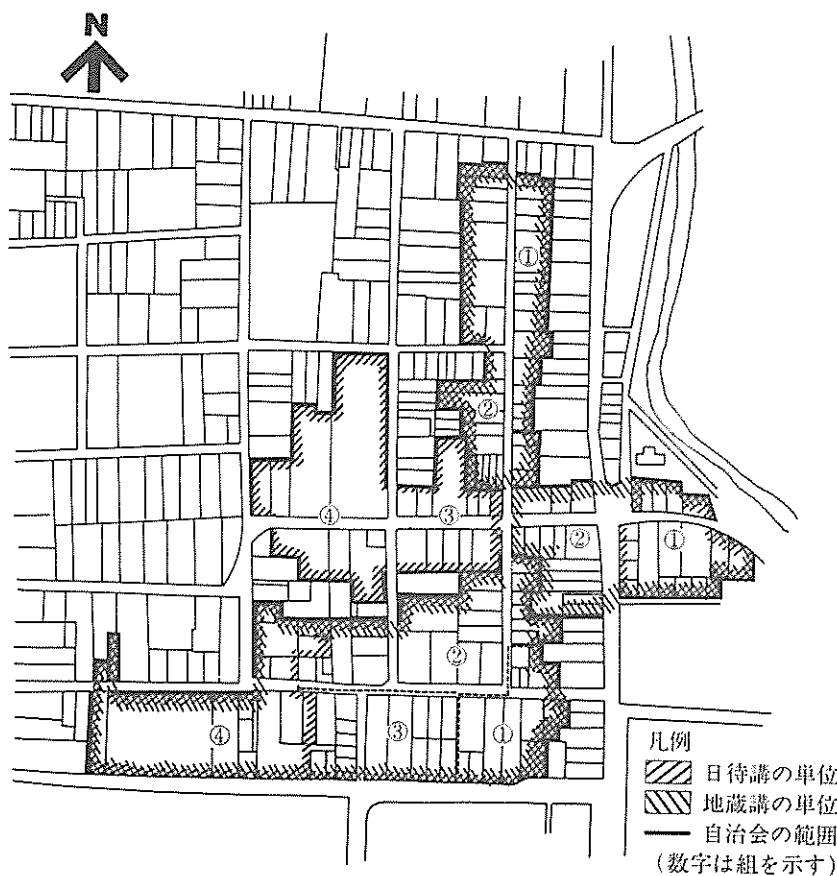


図1 日待講と地蔵講の単位〈共栄町、中蘇武町、材木町〉

化されている。

中蘇武町では自治会1~4組に分かれるうち、1組（16軒）と3、4組（18軒）が現在、日待講を行なっている。1組では1、5、7、9月の各16日に行ない、以前は皇太神宮の軸を掛けておまつりしたが、今は会食するだけ。3、4組の日待講は長命講と呼ばれており、毎年5月16日に神移しが行なわれる所以、この日迄に伊勢詣り（2軒が代参）を済ませれば良いことになっている。

総じて、日待講は現在の自治会の下部機構として情報の伝達や物質分配、会費徴収等を行なう単位となっている「組」の1乃至数組に重なり、戸数にして5~30軒位で成り立っている。ただし現在30軒余りで組織されている共栄町のような例についても、以前は3講に分かれていたというし（その名残として 現在でも3本の太神宮の軸をかける）、基本的に20軒を越えない程度のごく小規模なものが普通である。

○地蔵講

地蔵講は、これを行なっていない地区もあり、また日待講より広域で講を組んでいるところもあるので、講の数は日待講より少ない。

まつりは毎年7月23、24日（旧暦では6月）に行なわれる。

各講とも概ね内容は似ており、軒先に提灯を吊し、地蔵に供えのをしてまつり、またその終わりには当屋の家で供物を調理、分配して講中に振舞う、といった内容である。以前は当屋宅に講員が集まって会食したが、今は供物を各家に配るだけで済ませるところが多い。また、かつては大人が中心の講であったのが、今では子供のまつりと変わりつつあり、このことが皮肉なことに地蔵講の衰退を食い止め、極端な例では新たに地蔵講を生み出す契機にさえなっている。

さて、地蔵講も各講毎に少しづつ違いが見られる。地蔵の祀り方について少しみみると、以下のようにタイプ分けできる。すなわち、(1)地蔵を一定の場所（祠）に安置し、まつりのときこれを開帳する。(2)平素地区外（寺院、祠等）に祀られているものを当日、当屋の家など地区内の定められた場所に運び込んで祀る。(3)講中が毎年1軒づつ交代で宿（当屋）を勤め、地蔵は平生その家の内に安置し、まつりのときは家の軒先等へこれを持ち出して



▲東新町の地蔵祭（左）と講用具（右）。慶應3年の墨書きが見える。

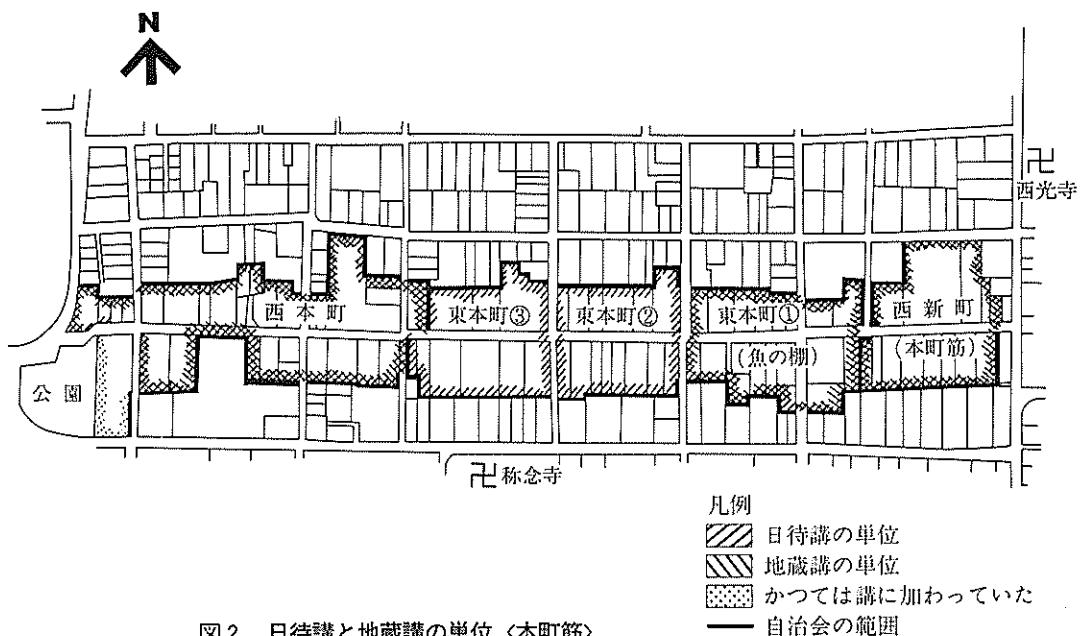
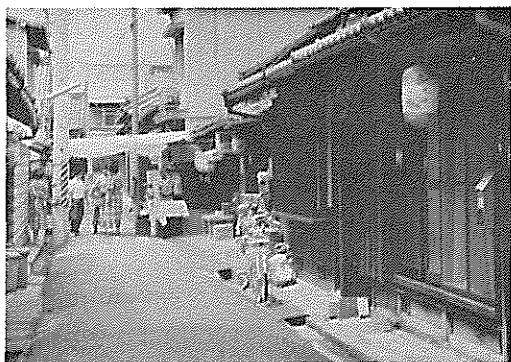
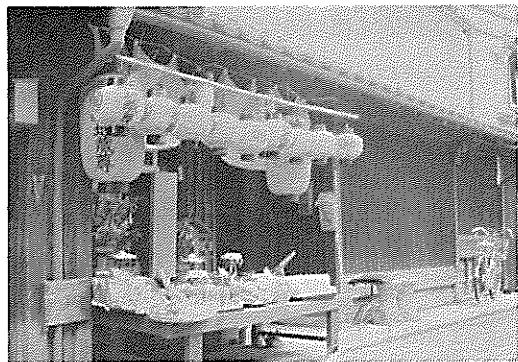


図 2 日待講と地蔵講の単位 <本町筋>



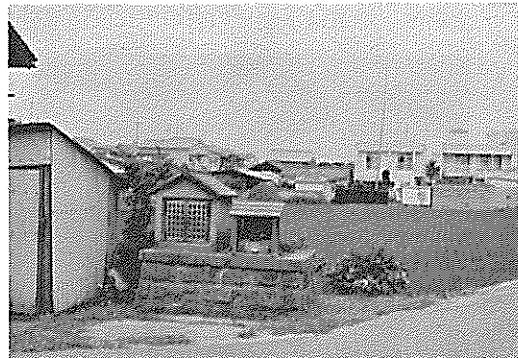
▲各家の軒先に吊るされた地蔵祭の提灯



▲西新町(本町筋)の地蔵祭
地蔵はふだん西光寺にあずけられている。



▲西本町の地蔵　ふだんは旧環濠の外の右のような祠にまつられている(隣りは庚申碑)



開帳する、というものである
(図6参照)。

これら地蔵講が何時頃よりこの町内で行なわれるようになったか特定することは難しいが、天保11年『今井町明細記』^{註6)}に地蔵祭の名が見え、「今井町々に安置有之、六月廿三廿四日」とあり、また材木町のまつる井上地蔵前の線香立に天保十四年卯三月の銘が見えること、東本町の魚の棚講所蔵の『歳々諸事録』^{註7)}に嘉永3年よりさらに遡る頃、既に地蔵が祀られていた旨が

記されていること、前述の西本町地蔵講具足箱の墨書き、などから幕末の頃、町内で地蔵講が盛行していたことが推測される。

しかし、地蔵講は決して町内一律、同時期に始められたものではなく、昭和に入ってから新しく始められた例も少なからずある。例えば共栄町は30年前に始められたものである。また北中町は50年前独立して行なうようになったがそれまでは大工町と一緒に行なっていたという。中蘇武町では、元々1組と2組、合わせて26軒で地蔵講を形成していたが、戦後一時、3、4組がこれに加わった(現在はもとに戻っている)という例なども、地蔵講の構成が流動的で、固定化されたシステムとなってない側面ものぞかせている。

いずれにしても、地蔵講は日待講の単位を1組～数組合わせた単位で成り立っており、日待講より小規模単位であったり、日待講の範囲を無視した全く別の境界線を作り出すことはない。

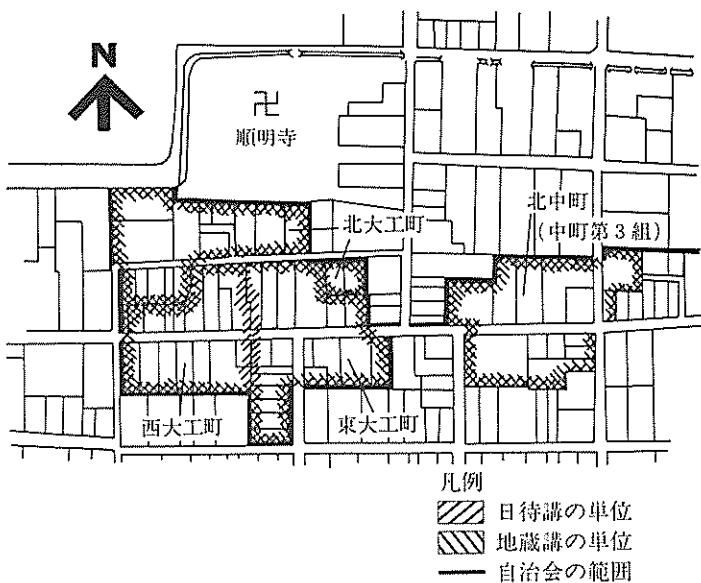


図3 日待講と地蔵講の単位〈大工町、北中町〉

3. その他の講

③はそれこそ千差万別である。以下簡単に述べてみよう。

太子講は、建築関係を中心とする職人の講で、その守護神とされる聖徳太子を祀るものである。同講には昭和2年よりの掛金出納帳が残り(ただし講の始まりはこれよりさらに遡るという)、それによると当時の加入者は、大工、左官、石屋、建具屋、畳職、鍛冶屋、桶屋、手伝で計54名、現在ではその数は20名余りとなり、職種も大工、畳職、ペンキ屋、手伝と変化している。講には町内の上記職人に弟子入りすれば必ず加入し、掛金もその時点により給金に応じて支払う。本尊の太子像は平素、町内西光寺に安置され、毎年3月22日(法隆寺会式にあたる)講員(ただし一本立の職人のみ)が寺に集まってこれをおまつ

りし、その後代表者が法隆寺に詣るものである。

行者講は大峯信仰に関わるもの。

一体に、この地方では大峯山上詣りが子供から大人への通加儀礼的意味を持って行なわれるが多く、これがその盛行の一因ともなっている。今井町でも同様で、男子が15歳前後になると、講に入つて峯入りする習わしがあった。行者講は現在では北組1講であるが、もとは井筒組、山上組というのもあり、3講あった。何れの講に加入するかについて明確な規定はなく、家同士の日頃の付き合いの中で親しい人から誘われて自然に決まったという。行者講では峯入りの世話をするほか、毎年7月7日、氏神春日神社境内にある行者堂で護摩を焚く。またかってはこの日、明日村尾曾より行者が来たという。

尾曾には毘沙門堂があり、その信者の講として毘沙門講がある。

また、春、秋にこの毘沙門堂に参詣する尾曾講が組まれるが、これは上記毘沙門講と必ずしも同一のものではなく、その信者でなくとも講元に申し出れば臨時に誰でも加入でき、遊山講としての色彩が強い。

この他、社寺参詣の講として多武峯講、高野講の名も聞かれる。

先に述べた行者講が男子の講であるのに対して、女性の講としては觀音講がある。

60歳を越える頃になると、講中の親しい人より加入の誘いがかかる。ただし、年齢に達すれば誰もが自動的に加入する、というのではないので、やはり信仰を軸とした有志の集まりといえよう。

おわりに

以上見てきたように、今井町には一見して、町場がかかえこんでいる多様性をそのまま反映するような雑駁さで、様々な講が並存している。

このうち、最初の方であげた分類の①と②は住民の生活における普遍的基盤となるべき、地縁を第一義とする点で③グループのものと異なる。つまり、前の2つは③とは逆に異質な者の集まりを地縁で統合することによって成り立っているものと言えるのである。そしてこれこそが今井町を生活共同体として成り立たせているしくみに通じるものといえる。

日待講と地蔵講、特に日待講は今井町をほぼ全域に渡ってカバーしており、コミュニティの最小単位として注目される。

日待講の単位を空間構成の上から見ると、基本的には辻と家の背割り線とを境とし、通りの真中に狭んで向かいあう5~20軒程の家並から成るが、これは先にも触れた「筋町」を想起させる。

近世の今井の絵図等の中に一部、道筋毎に「八幡前」、「紙屋町」、「六けん町」、「大工町」、「浦小路」、などの名が付されてたものがみられ、また享保年間の「町方留書」等に筋町数改として、道に沿つて向い合つた辻から辻までを一町と数えて計79町あったことが見られる(図7)。日待講もこの筋町を基本として組まれ、それは住人がその日常生活の中で自然のうちに生み出した最も身近な共同体単位であったのではないかと思う。

近世、今井の人々は、個々の暮らしは様々であろうとも、火事や不審者の出入り、といった日常生活の脅威に対しては共同してあたる必要があり、その安寧を図るために、互いに守るべき多くの規制を自らに果してきたことが知られている。^{註1)}

そしてこのような秩序を保つためにはお互いが日頃より充分意志を通じ合わせるための身近な単位、身近な場が必要であり、それが時代が下るが、日待講や地蔵講といった形でも顕見し、そこでは神仏祭祀を共有することが人々の連帯感を高める機能を果たしたのであった。

近世の行政区画として重要な役割を果たしていたとされる6町制は、近代に入ってその機能を失ない、今では町民生活にほとんど影響を与えてきない。

また逆に、現在の今井町は行政上、1丁目から4丁目の区画が正式のものとなっているが、住民にとってより身近に使われているのは、自治会の単位やその名称である。そしてこれは日待講や地蔵講とも共通した原則に基づく区画割であって、人々が自らの手で作り上げてきた最も自然な形に沿っているからではないだろうか。

今井の町が今日に至るまで、様々な変遷をくぐりぬけつつも、例えばその景観に象徴されるような伝統的な秩序を保持してきたのは、このような近世において形成されたコミュニティの構造が現在まで引き継がれ、これを支えてきたからではないかと思う。

- 註1) これまで今井町について書かれたものは枚挙にいとまがない。まとまったものとしてはまず『今井町史』(今井町史編集委員会 昭32)があり、その後の研究、調査によって様々な知見が加えられているが、その内容を大きく塗り換えるものではない。従って以下の町の概要等について、特にことわらない限り『町史』を参考としている。
- 註2) 今井町について民俗学の立場から取り上げた論者としては、先に松崎憲三氏の「寺内町の空間—大和今井町を中心に—」(『仏教民俗学大系3』昭62)が発表されており、この中で氏は寺内町としての今井の空間構成の変化と、住人の社会生活、宗教生活の実態について分析している。
- 註3) 例えば町内外の壇家によって行なわれる称念寺、順明寺の報恩講、南都銀行畠傍支店で、地元大手取引先を集めて行なわれる弁天講などがある。
- 註4) 材木町の由来は町筋に材木商が多くいたからとも云うが、詳しいことはまだよく知らない。嘉永元年の壇尻講関係の文書(今西家所蔵 『今井町史』前掲書所収)には新町ノ内材木町とあるが、現在の自治会単位によれば一部今町に跨ることになる(図4参照)。
- 註5) 森本育寛、堀内啓男編『今井町近世文書』(昭53)所収。
- 註6) 天理図書館蔵。「天保かのへ子の冬、霜月はじめ 素月米人誌」とあるものを昭和32年筆写したものらしい。
- 註7) 抑子安地蔵尊之由來者、往古^カ當丁内魚棚、
猶四日辻ニ毎年六月廿三日廿四日両日之間
為諸人安全、唱地蔵祭与被為有開帳候処、
至当年既ニ其儀もなく打すぎんトせしを、
左之連名之銘々靈驗あらたなるを感應し、
当年^カ新ニ御館を建立し、永ク御祭可申之

心願也、全御尊靈之御惠与後世未來安穩無
疑を諸人可奉拝シもの也、

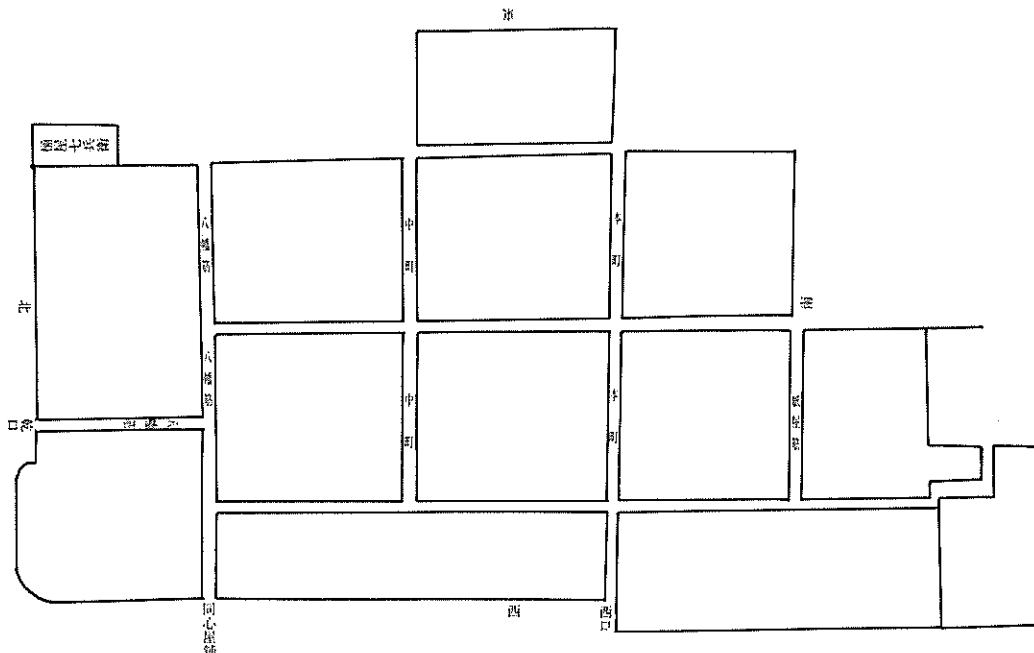
嘉永三年

庚戌六月記之

附

御尊靈毎年當宿ニ相当り候者、於自宅壱
ヶ年中御祭可申候事、云々（以下年々の当屋の名前）

註8) 例えば河合紀夫氏所蔵『西町屋舗図絵』、吉田裕志氏所蔵『今井町周辺図絵』等の中に見られる。なお、森本育寛氏の考察によれば前者は元禄12年以降、寛保元年までの間に作成されたものということである。後者については年不詳。（森本育寛編『今井町絵図集成』 昭55）



西町屋舗図絵（『今井町絵図集成』所収）

註9) ただし東・西・南・北町において実際には南北筋に面した家が少ないとなど、必ずしもこれが全て実態を持った町丁数を示しているとは限らないという（森本育寛編）「今井町絵図集成」昭55）。

註10) 松崎 前掲書

なお、今回の調査にあたっては、今井町の多くの方々に御協力をいただきました。また特に、大谷長治氏、井上芳敷氏には貴重な資料を提供いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

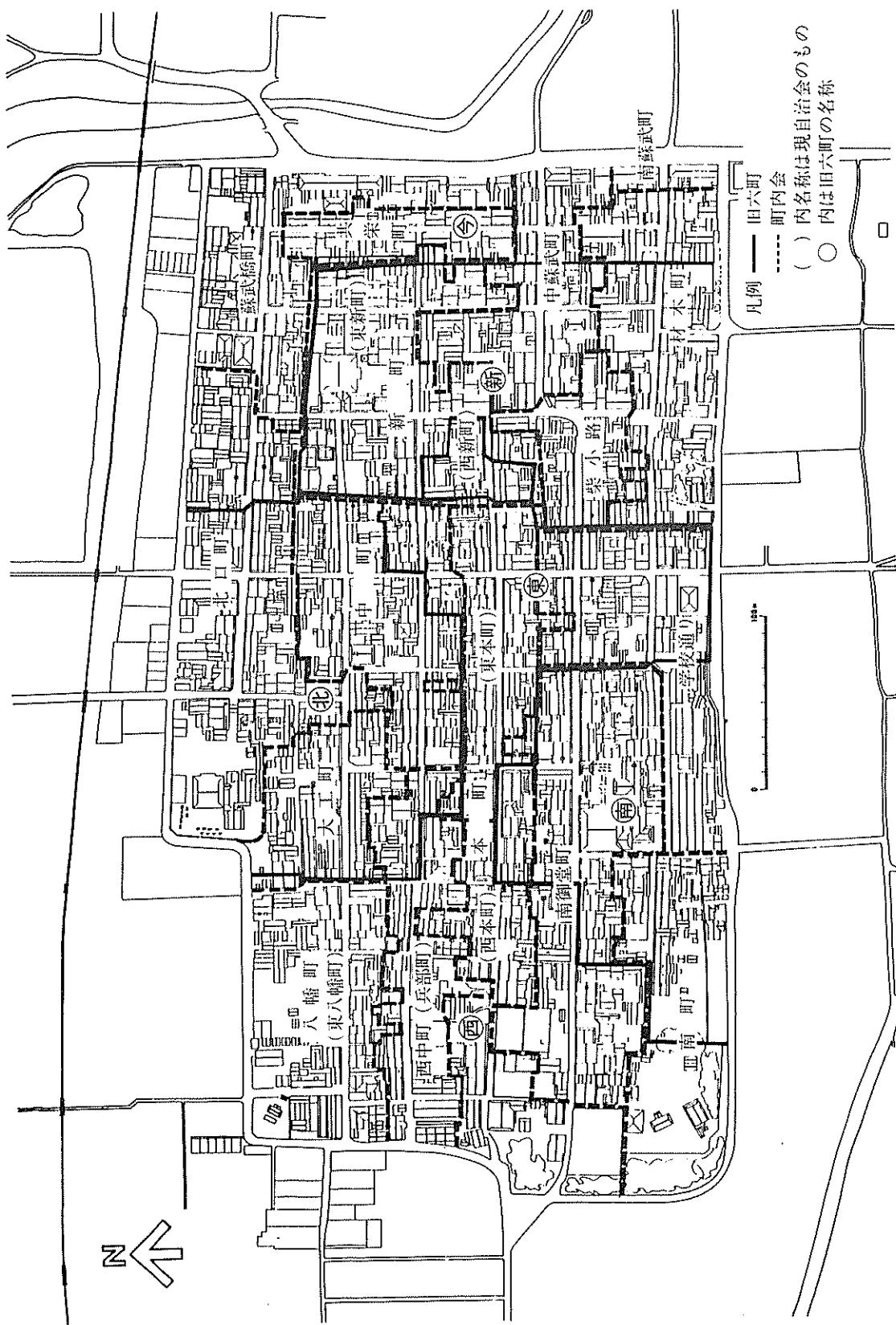


図4 旧六町と旧町内会、現自治会の区画

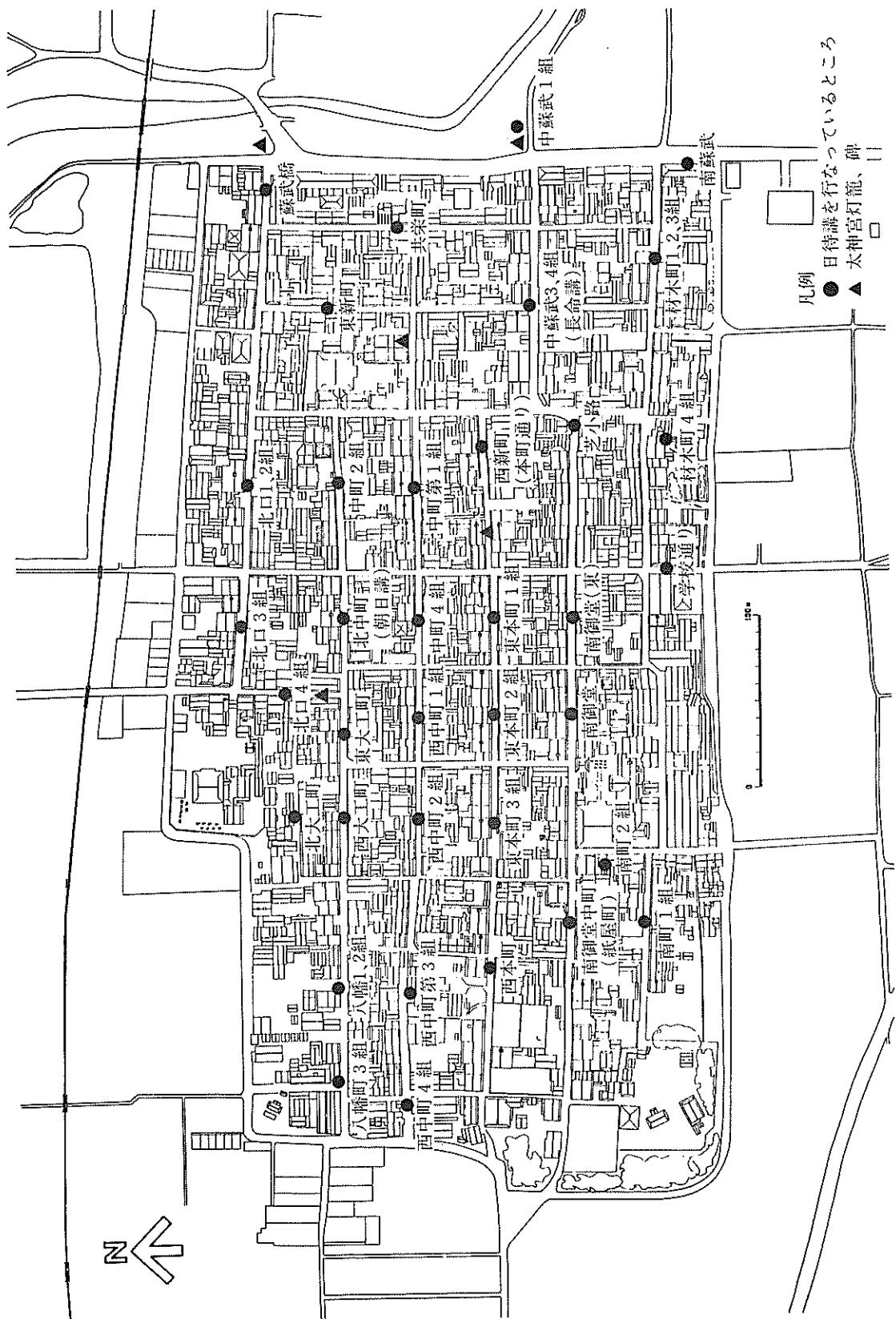


図5 日待講の分布

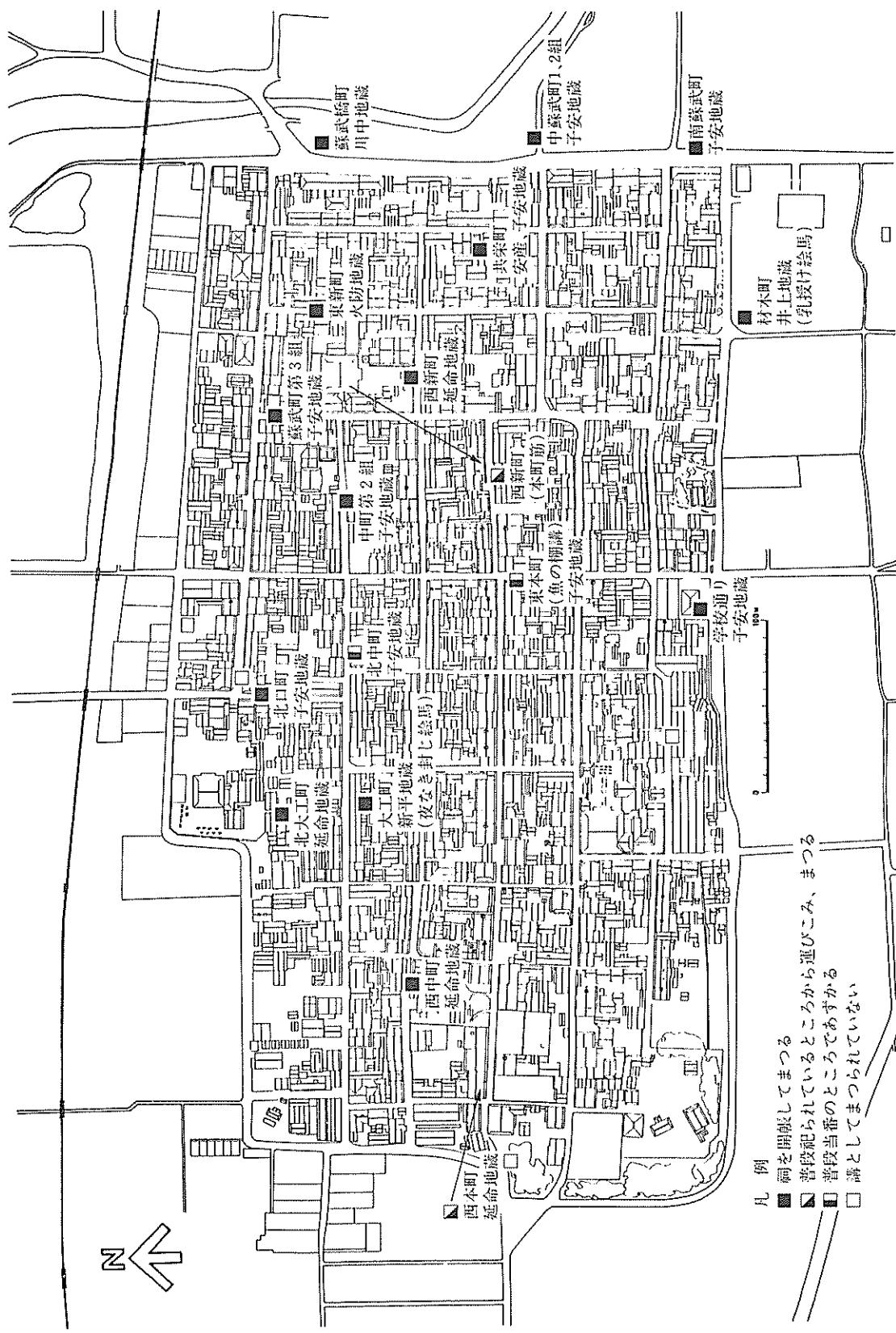
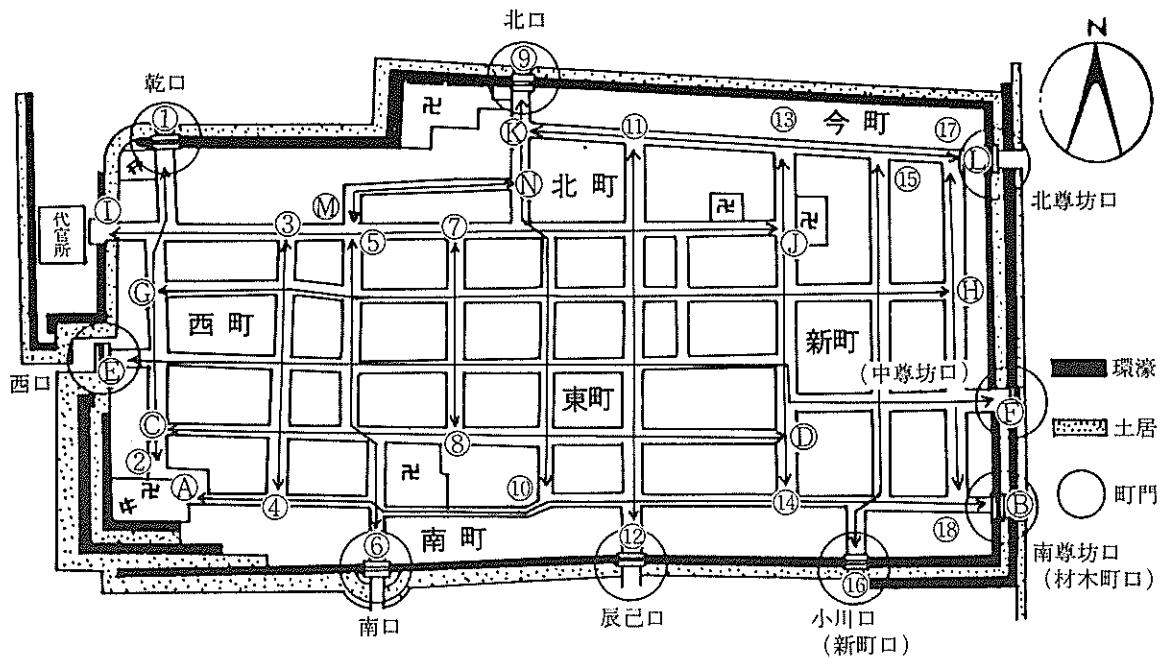


図6 地蔵講の分布



(東西筋)

- Ⓐ～Ⓑ 宮前より材木町東口迄毫筋 但七町
- Ⓒ～Ⓓ 西町白粉屋孫四郎辻より新町又右衛門辻迄毫筋 但し六町
- Ⓔ～Ⓕ 西口より南（中？）尊坊口迄毫筋 但八町
- Ⓖ～Ⓗ 西町一分屋善兵衛辻より細井戸屋平二郎辻迄毫筋 八町
- Ⓘ～Ⓛ 御同心屋敷門より西光寺辻迄毫筋 但し六町
- Ⓚ～Ⓛ 比町平野屋庄兵衛辻より北尊坊口迄毫筋 但四町
- Ⓜ～Ⓝ 牟屋筋 壱町

(南北筋)

- ①～② 乾口より南宮之前迄毫筋 但五町
- ③～④ 富取屋次郎兵衛辻より松庵迄毫筋 但四町
- ⑤～⑥ 富取屋利兵衛東辻より南口迄毫筋 但四町
- ⑦～⑧ 大工町辻より木綿屋勘兵衛辻迄毫筋 但三町
- ⑨～⑩ 北口より南とりや五兵衛借屋迄毫筋 但六町
- ⑪～⑫ 北町上品寺屋長九郎辻より辰巳口迄毫筋 五町
- ⑬～⑭ 絵屋善助辻より南木屋五石衛門辻迄毫筋 五町
- ⑮～⑯ 布屋庄七郎辻より新町口迄 但四町
- ⑰～⑲ 岡屋又市郎辻より下市屋平五郎辻迄毫筋 三丁

図7 享保年間「町方留書」に見える今井町筋町数改（森本育寛による）

中世公家の 盂蘭盆習俗をめぐって（その一）

— 燈籠進供の習俗を中心として —

奥野義雄

はじめに

巷間で行なわれている盂蘭盆の習俗をみると、地域ごとに共通するものと、そうでない違いをもったものとがある。また、同じ村落内でも家ごとに共通する習俗と、家独自の習俗がみられることに気付く。

とりわけ、地域・家ごとに共通する習俗でも「何故、このような盆行事を現在も行なっているのか（行なっていたのか）」ということ、「盆行事の二・三の習俗をみると、これらはいつ頃から形成してきた習俗であるのか」ということ、さらに巷間の盆行事・習俗、つまり民衆（庶民）の盂蘭盆の習俗として定着した時期とこれ以前の盂蘭盆の習俗すなわち武家や公家あるいは貴族にみる習俗についても充分に解きあかされてきたとは言いがたい。

このような疑問は、具体的な盂蘭盆の習俗の存在あるいは伝承から生じてきたものである。すなわち、盂蘭盆の時期に當まれる習俗のうち、新盆の習俗にとくに興味深いものがあられる。すなわち、

- (1)新盆の家での新仏のための新棚（アラタナ）を設ける習俗
- (2)新盆の家に供え進む切子（牡丹）燈籠を飾り付ける習俗



▲初盆の吊燈籠（京都・加茂町）

- (3)新盆および普通の盂蘭盆での無縁靈（ガギサン、ムエンサン）を供養する習俗
- (4)先祖の精靈に供えるオチャトウ（茶湯）の習俗

以上のような習俗に関して、さきに触れた疑問が生じてくるのであり、(1)から(4)までの習俗について課題が提示しうるのである。

しかし、ここでは、これらの課題を検討するには充分な資料および文献史料の調査を行ない得ていないので、新盆の習俗に関する(2)の事例について平安貴族や中世公家社会での習俗に焦点をあてて検討することにしたい。また、(1)(3)(4)に関する事例については、後日の機会に譲りたいと考えている。

第一章 貴族・公家にみる盂蘭盆の習俗

中世の公家（武家）社会における先祖供養、とりわけ盂蘭盆の習俗を窺っていく以前に、中世以前の盂蘭盆について垣間見ることにしたい。

すでに、盂蘭盆の行事が営まれていた史実は600年代、すなわち奈良時代であるといわれ、『日本書紀』や『續日本紀』などに記載されている。

この600年代以後、盂蘭盆は貴族社会に受容されていくのであるが、ここでは中世公家社会の盂蘭盆とのつながりを検討するうえで、便宜上1000年代以後つまり平安時代後半の貴族の盂蘭盆について、貴族の日記（記録）から次に窺うことにしてしまう。

まず、11～12世紀の貴族の盂蘭盆について日記を繙くと、

- (1) 寛弘四（1007）年七月十五日の条（『御堂関白記』）
孟蘭盆供事、
- (2) 寛弘六（1009）年七月十四日の条（『御堂関白記』）
^{（日既力）}今有風雨、盆供如常
- (3) 寛弘八（1011）年七月十四日の条（御堂関白記）
盆供事宿所奉之、大裏御盆被奉從陣外、是依事初也
- (4) 長和四（1015）年七月十四日の条（『御堂関白記』）
盆供如常、法興院・淨閑寺、慈徳寺等也
- (5) 長元元（1028）年七月十五日の条（『左經記』）
參御堂、於阿彌陀堂南廂儲上達部座、同堂南廊於僧座共可饗、事了僧俗入堂、講說畢、以紙帷扇等施諸僧、入夜供養法華、^{經力}女院還御西院、次人人退出、抑今日食以前講于蘭盆經云々、依遲參不知其案内云々
- (6) 天仁元（1108）年七月十五日の条（『中右記』）
未時許令參法成寺孟蘭盆講給、（中略）、先孟蘭盆講始、講師權律師永清、無論、講了後諸僧^{拂人}着僧供座、^南庇、事了又還着堂前座、有例講、（下略）
- (7) 元永二（1119）年七月十五日の条（『中右記』）
午時許參法成寺、殿下右大將先令參給、孟蘭盆講己被始、殿上人兩人三人扈從、講師權少僧都永清、年八十六、登高座之間雖有老耄恐、無事故事了、（中略）晚頭予相具頭中將、少將宗能參尊勝寺、先孟蘭盆講、講師禪仁律師、（下略）
- (8) 大治五（1130）年七月十五日の条（『中右記』）
今日法勝寺初有孟蘭盆、於阿彌陀堂西庇儲饗座、大僧都禪仁以下供僧六十人許參入、行事權辨頤賴、上達部源中納言以下直衣參入、禪仁爲講師、次尊勝寺孟蘭盆講、右少辨宗成行事、法成寺殿下不令參給也、仍人々不參、（下略）
- (9) 仁平三（1153）年七月十四日の条（『兵範記』）
高陽院御盆供、（中略）、奉墓所御盆供送佛寺之由、今年沙汰出來、被送彼御堂也、
姫宮御盆如年來、被供仁和寺勝功德院、是無他御堂之故也、
- (10) 永暦元（116）年六月廿五日付（「金剛峯寺供僧等解案」）
-

加之自七月一日、彌勒堂三箇日夜不斷尊勝陀羅尼・同始自七日金堂七箇日夜不斷經・同十五日孟蘭盆講自恣布薩・奥院掃除等、皆以擬闕如、（下略）

- (11) 正治二（1200）年七月十五日の条（『猪隈関白日記』）⊕
午時許殿御共參法成寺孟蘭盆、（割註略）、中納言中將・殿上人六七人許祇候御共也、孟蘭盆講了導師權律師僧ホ着饗、次經供養權律師清延也、有例時、事了諸大夫給布施
- (12) 延応二（1239）年七月十四日と十五日の条（『平戸記』）⊕
早旦浴湯哉盆供送北山堂了、終日念誦、又寫經、日沒之後禮不輕、（中略）、御盆供等取堂前如常、（中略）、令始孟蘭盆講、經圓法眼爲導師、請僧二口濟圓閣行、如去年、布施又同前、事了例時、（中略）、今日法成寺已後被行諸寺孟蘭盆云々、（下略）
- (13) 弘安七（1284）年七月十四日と十五日の条（『勘仲記』）⊕
今日内裏御盆也、藏人大輔仲兼行也、（中略）、御盆供内藏寮役也、被送遣京極院、法華堂、山階云々、（中略）、爲孟蘭盆御聽聞御出大宮殿、仍不入見參參前殿下御方、（中略）、先例講、次着供養座、南庇、次孟蘭講、次例時、其後給御布施、（下略）
- (14) 応永廿（1413）年七月十四日と十五日の条（『満濟准后日記』）⊕
詣菩提寺御墓。理趣經等如常。以後於金院理趣經在之。（中略）
金院御堂本尊祖師等盆供備之。當年。於菩提寺自恣僧供養。（下略）
- (15) 文安六（1449）年七月十四日と十五日の条（『康富記』）⊕
詣圓福寺墳墓、但不奉謁長老、爲勤行時分故也、施餓鬼并例進之分持向之間、預置頓意房了、（中略）、次詣誓願寺墳墓云々、
孟蘭盆也、靈供如形致備進了、終日念佛而已、

という孟蘭盆の記載を見ることができる。

(1)～(15)までの史料は時期を追って挙げてみたが、1000年代初頭から1400年代初頭までの時期つまり約400年の間、継承されてきた孟蘭盆の習俗は<孟蘭盆講>である。そして、七月十四日にはかならずといっていいほど<盆供>がなされているのである。⊕すなわち、(1)史料を除いて、(2)・(3)・(4)・(9)・(13)・(14)の史料はいずれも七月十四日である。

そして、(9)の史料にみるとおり、墓参の習俗が1150年代に現われていることと併せて(11)と(15)の史料によって墓参の習俗が継承されていたことが理解しうる。

一方、孟蘭盆の習俗とかかわる事象として注視すべきことは、諸寺院への盆供の進供である。(4)の史料が示す1010年代には、すでに諸寺院で孟蘭盆が営まれていたことが窺える。(4)の史料以外で1010年代でみられる孟蘭盆会のある寺院としては、『御堂関白記』の寛仁元（1017）年七月十四日の条にみえる「觀音寺」がある。すなわち「盆供如常、女方此年初供觀音寺」という文言がそれである。⊕

1100年代になると、(6)の史料にみるような「法成寺盂蘭盆会」、(7)の史料にみる「尊勝寺盂蘭盆会」などが窺える。さらに、1200年前後に至ると、『猪隈関日記』の正治元(1199)年七月十五日の条にみる

法勝寺自恣 『密』『室』 日』	十五日	孟蘭盆 乙巳、	火取	望 『神吉』
『大將軍還東』				

という文言から「法成寺」とともに「法勝寺」でも盂蘭盆会が営まれていたことを知る。(翌正治二年、建仁元年などの七月十五日の条にも同様の記載がある)。また、(14)の史料にみるとおり、盆供の進供先の諸寺院(京極院、法華堂、山階寺)も盂蘭盆会を営んでいたことが窺える。

このように11世紀から13世紀に至る時期の盂蘭盆会の習俗には、

- ①諸寺院での盂蘭盆講聴聞
- ②盆供の進供
- ③念佛唱名
- ④墓参(1150年代以後か)

というものが営まれていたことを知る。

では、14世紀以後の盂蘭会の習俗は、この時期以前の習俗を継承しているのかを次に二・三の史料を繙いて窺ってみることにしよう。

まず、『師守記』の康永元(1342)年七月十四日の条をみると、

家朝辰剋、家君有御同車頭殿・予・外史等渡御靈山御墓、(中略)、自御墓御歸宅、次
因幡堂、六角堂同御參詣也。

と記され、墓参および諸寺参詣が行なわれていたことを知る。また、同様に同日の条に、
今日及晚淨空上人參入、有孟蘭盆講如例、
今日自南山科盆供籠到來、_二籠猶未進、_{本儀五籠了}自六車
先 到來、五籠也、

という文言があり、孟蘭盆講の聴聞と盆供の進供の習俗があったことも知る。

さらに、同様に十五日の条に「今日蓮葉飯如例」とみえ、さきにみた(1)から(15)までの史料をみるかぎり、これは新しい習俗であると考えられよう(これについては、挙例史料による結果とも考えられ、14世紀以前からの習俗であるのか、否かは今後検討すべきであろう)。

また、この七月十四日と十五日の条にはみ



▲初盆の吊燈籠(京都・加茂町)

られない念佛唱名については、暦応二（1339）年七月十四日の条に、「十四日、今日淨空
上人^{〔多入如門〕}、孟蘭盆經^{〔如門〕}とあり）、孟蘭盆經の読経が行なわれていたことを知る
(この年の七月十五日の条には「蓮葉飯」二蓮供御の記載がなく、この蓮供御についての
記述、否にかかわらず、この前後の時期によって検討すべきであろう)。

この『師守記』をみるかぎり、さきに触れた①から④までの孟蘭盆の習俗は、この
1330年代にもみられることが窺える。

次に『康富記』の応永廿五（1414）年七月十四日の条をみるとことにしておこう。

十四日壬戌 晴、早朝詣六堂、性通房請招申、詣壬生圓福寺、説法聽聞、殊勝々々、入
夜參圓福寺御墓、

十五日癸亥、晴、列式靈供如形致其沙汰訖、一條道場日中聽聞、次建仁寺施餓鬼聽聞、
及晚了、

この両日における孟蘭盆の習俗をみると、1330年代（14世紀前半）にみた習俗
と大差がないことが理解し得る。また、この条々にみえる施餓鬼聽聞についても、管見の
史料をみると、15世紀前半に現われることがわかるが、この施餓鬼に関する習俗が
いつ頃現われるのかも後日の課題となろう。ただ、ここではこの施餓鬼が15世紀前半す
なわち1440年代にはみられるようである。

では、15世紀前半以後の公家の孟蘭盆習俗が、それ以前と同様な様相を呈したもので
あるのか、否かについて次に窺っていくことにしたい。

註① 「御堂関白記」上巻（『大日本古記録』所収）

註②～③ 「御堂関白記」中巻（『大日本古記録』所収）

註④ 「御堂関白記」下巻（『大日本古記録』所収）

註⑤ 「左經記」（『増補史料大成』6所収）

註⑥ 「中右記」3（『増補史料大成』11所収）

註⑦ 「中右記」5（『増補史料大成』13所収）

註⑧ 「中右記」6（『増補史料大成』14所収）

註⑨ 「兵範記」1（『増補史料大成』18所収）

註⑩ 「平安遺文」第7巻、3098号文書「又續宝簡集、111」（『高野山文書』所収）

註⑪ 「猪隈關白記」2（『大日本古記録』所収）

註⑫ 「平戸記」1（『増補史料大成』32所収）

註⑬ 「勘仲記」2（『増補史料大成』35所収）

註⑭ 「満濟准后日記」上（『續群書類從』補遺所収）

この応永廿年七月十四日と十五日の条には記載されていない文言が、応永廿三（1415）年七
月十三日から十五日までの条々にみられる。すなわち、

[十三日] 鹿苑院施餓鬼丁聞

[十四日] 盆供近年沙汰付了、

[十五日] 金剛輪院 師以下盆供如近年。孟蘭盆經講釋也。

という記載がそれである。

註⑮ 「康富記」3（『増補史料大成』39所収）

註⑯ この「盆供」の習俗は総体的に七月十四日にみられる。次に若干の事例を挙げることにしよ

う。

寛弘四年七月十五日の条の「于萬盃供事」という文言（『御堂関日記』所収）

寛弘八年七月十四日の条の「盃供事宿所奉之」という文言（同右所収）

寛仁元年七月十四日の条の「盃供如常」という文言（同右所収）

仁平二年七月十四日の条の「高陽院御盃供被調送」という文言（『兵範記』所収）

以上の史料群からも窺えるが、これら以外の資料からも同様のことがいえるようである。

註⑪ 「御堂関日記」下（『大日本古記録』所収）

註⑫ 「猪隈関日記」1（『大日本古記録』所収）

註⑬～⑭ 「師守記」第2（『史料纂集』所収）

註21 「師守記」第1（『史料纂集』所収）

註22 「康富記」1（『増補史料大成』37所収）

第二章 燈籠を進供する公家の盂蘭盆

平安時代末期から鎌倉・室町時代後半までの貴族・公家の日記・記録から盂蘭盆の風習を窺ってきたが、盂蘭盆経の読唱と盂蘭盆講聽問が主な行事・風習であったことがわかる。

ただ、この風習には自邸から他所へ向い、その場所で盂蘭盆の行事を営むという一つの形態を呈するが、15世紀前半には自邸で読經する習俗が現われはじめたことを知る。

また、この時期すなわち15世紀前半には燈籠の進供が記録に表われることがわかる。

すなわち、『看聞御記』の永享三（1431）年七月十四日の条をみると、

孟蘭盆如例。燈爐文二位。重賢。經秀。承泉。梵祐。清賢等作進。不所望之處面々所進神妙也。

とあり（傍点一奥野。以下同様にて略）、「燈爐」の進供が行なわれていたことを知る。

また、この「燈爐」がどのような形状のものであったかは、同『御記』の応永卅（1423）年七月十五日の条の「風流燈爐等懸自有其興」という文言から窺え、^{ヨウリョウ}「^{ヨウリョウ}作物」で飾り付けたものであったことが理解し得る。

さらに、この「燈爐」の風流の詳細を窺うと、

自大乘院灯爐二送賜了。内々依所望也。アヤツリ以下驚目了。細工法師被相副之。若燈爐損事在ハ爲直云々。仍アヤツリ等沙汰見了。（下略）。

とあり、大乗院より送られてきた二つの燈籠には「アヤツリ等」の仕掛けが施されていたことがわかる。この記載は、さきの『満濟准后日記』の永享五（1433）年七月十二日の条にみえる。また、同年の盂蘭盆の習俗も垣間見ることができる。

そこで同『御記』の永享五年七月十二日以後の盂蘭盆の習俗を若干窺ってみることにしよう。

十三日。晴。孟蘭盆經自書寫供養如年々。山上山下鎮守諸堂盆供并菩提寺自恣僧供養用三百疋以下。（中略）。門跡中盆供用爲安食庄役沙汰了。近年儀云々。

十四日。晴。早旦菩提寺墓所參詣。理趣經等如常。（中略）。於門跡金剛輪院盆供儀如常。

無殊儀。今夕理趣三昧行之。供水計也。燈爐自方々到來。上奉行愛如意丸。下奉行長範。祐存。祐增也。及夜陰自尊勝院燈爐到來。築立障子中布袋唐子等在之。アヤツリ也。十二日ニ令申了。頓作云々。奇特々々。驚自了。（中略）。

十五日。晴。不動護摩開白如常。孟蘭盆早旦講讀之。（中略）。御堂列祖水供事。早旦沙汰之。又如常。作法今年予沙汰分也。先登禮。金二丁。次三禮。（中略）。次揚經題。^{孟蘭盆}次發願四弘以下。（中略）。次廻向等。金一丁。次三代聖靈三度。次八大祖師以下列祖三度。次法界衆生三度。己上九度。水お灑蓮葉上了。次列祖盆供等此以後撒却之了。

とあり、七月十二日から十五日にかけての孟蘭盆の習俗が詳しく窺える。

この永享五年七月の公家の孟蘭盆には、いくつかの習俗が見出される。すなわち、

- ① 孟蘭盆經の写經と読唱
- ② 菩提寺墓所参詣
- ③ 供水（三大聖靈、八大祖師以下列祖などに対する水廻向と考えられる）
- ④ 燈籠の進供（アヤツリの仕掛けのあるもの）

という習俗が公家の間（満濟准后、金剛輪院門跡など）で存在していたことが窺える。そして、同『日記』から盆供用途が莊園（安食莊）の莊役として沙汰されていたことも理解しうる。

このように15世紀以後の孟蘭盆の習俗はそれ以前のものと異なることを、この『満濟准后日記』は提示してくれているのである。

孟蘭盆での燈籠の進供は、公家社会における孟蘭盆習俗の一つであり、15世紀以後久しく伝承されていくことが文献史料から窺い知ることができる。次に年代を追って史料を挙げることにしよう。

I 永享二（1430）年七月（『満濟准后日記』）

十四日。晴。孟蘭盆經書寫。并問題供養等如常。盆供同前。灯爐自方々任例進之了。
十五日。晴。菩提寺墓所へ參詣（中略）。先入堂。歸路へ參詣。金剛王院僧正。妙法院僧正以下參。（下略）。

II 永享六（1434）年七月（『満濟准后日記』）

十三日。晴。若公御方御祈護持（中略）。自大乘院灯爐送賜候了。孟蘭盆經書寫供養如常。經譽賜之了。

十四日。晴。早旦參詣菩提寺墓所。理趣經共行窮屈間。（中略）。

十五日。晴。盆供如常。導師弘豪法印云々。予不及出座。（下略）。

III 永享九（1437）年七月（『看聞御記』）

十三日。晴。今御所入來。盆之御祝捶等給。先日自内裏被下御祝有一獻。（中略）。

十四日。南御方伏見下。爲燒香也。（中略）。自室町殿宮御方へ燈爐一競馬。被進。

三修申次如例。（中略）。自一乘院被進云々。内裏二被進云々。源宰相永親燈爐共進之。法安寺參。（中略）。

十五日。晴。晝大雨降。孟蘭盆之儀如例。蓮供御祝着。源宰相。行豐。降富等朝臣。

有俊。重賢。行資。永親。重仲等候。今御所蓮供御進之。（下略）。

IV 文明五（1473）年七月（『親長卿記』）。

十三日 晴、參安禪寺殿、有施餓鬼、自禁裏御 参詣誓願寺。

十四日 晴 于蘭盆之儀如常、供水之儀於予方沙汰之、曉天靈供等於樂邦庵許供之了、

十五日 晴、參内、番也、至昨日、〔補註=盆行事の記載なし〕

V 文明十二（1480）年七月（『親長卿記』）。

十二日 晴、參詣淨蓮花院墓所、（中略）、

十三日 晴、夕立下、當番召進元長、

十四日 晴、夕立下、雷鳴、御燈爐三進上、一御所様、一宮御方 元長作工也、

十五日 晴、雷甚雨甚、

元長作工綾釣燈爐神妙之由有 故感、

VI 永正元（1504）年七月（『宣胤卿記』）。

十一日己亥 午許雨降、爲孟蘭盆、今日參墳墓 烏帽子、七代列祖悉備靈供、各衡 幷

瓜茄等種々、盛荷 僧、眞如 讀經布施如例、北堂及母方同前、次參花蓮院本願
御廟、吉田亞相經一、次詣眞如堂、（中略）、

十二日庚子 晴陰、北堂追善如月々、參詣墓眞如堂等、

（ 中 略 ）

十四日壬寅 晴、燈樓一 水中蟹屋上鳥、有人持杵拔蟹、東坂 詩、怒移水中蟹、愛及屋上鳥、有本文 進内裏、御悦喜之由有御返事、盆供如例、

十五日癸卯 雨如沃、曉盆供如例、此靈供送 僧布施、參詣眞如堂、一夏中至今日百
万反 每日一 念佛、又一點一稱名一反三禮、毎日 阿彌陀名號千反、

VII 天文廿（1551）年七月（『お湯殿の上の日記』）。

十四日。御とうろともまいりて。いつものことくとほさると。新大すけかやまいる。

十五日。はすのくこいつものことくまいる。宮の御かたなる。

十六日。御とうろうの返しともあり。

VIII 天正十五（1587）年七月（『お湯殿の上の日記』）。

十三日。はるゝ。ほうふんよりまくわまいる。御ちの人ひろう申さるゝ。かなたなこ
なたより御とうろまいる。しゆこうよりしゃうかまいる。（中略）

十四日。はるゝ。あなたこなたより御とうろまいる。御ちの人よりはすのく御。御て
うししん上。（中略）。

十五日。夕立。なかはしよりあしたの物にはすのく御まいる。しゆこうよりもはすの
く御。御たるニかまいる。（中略）。六のみやの御かたより御とうろ御らんせら
るゝ。

十六日。御とうろの返しともあり。

以上時期を追ってIからVIIIまでの史料を挙げてきたが、『お湯殿の上の日記』では江戸時代に至っても燈籠の進供がみられる。

たとえば、延宝四（1676）年七月十三日から十六日までの条を窺うと、「女御の御かた。

二てう殿。こん急殿。女中。おとうたちより御とうろうしん上」（十三日の条）、「大御ちの人よりはすの御せんしん上。（中略）。女院の御かたより御とうろう一つまいる」（十四日の条）、「御とうろう御返し有」（十六日の条）という記載があり、孟蘭盆の習俗が変貌することなく受け継がれていることが理解できる。

またIからVIIまでの史料をみると、中世公家社会における孟蘭盆の習俗には、すでに『満濟准后日記』の永享五（1433）年七月十三日から十五日までの条を事例として整理した習俗がそのまま大きな変化をみせないで脈々と継承されていることがわかる。

ただ、ここでの関心事は、1400年30年代以後に燈籠が孟蘭盆に進供されることと、この進供と共に燈籠の返礼の習俗があったことが、『お湯殿の上の日記』（VIIとVIIIの史料）から窺える。この返礼習俗は、同『日記』によるかぎり、記載されている事実から、1500年代の後半から形成されてきたものとも推察し得るが、ここでは断言はさせておきたい。

しかし、この燈籠返礼の習俗は、同『日記』を繙くかぎり、1600年の後半まで受け継がれていることがわかる。

さらに、IからVIIまでの史料を窺ってみると、「蓮供御」（III史料）、「はすのくこ」（VII史料）という文言があり、蓮の食事=供御が孟蘭盆につくられ、進上されていたことがわかる。しかし、この蓮供御（蓮の食事）がどのような料理であったかはさだかでない。ただ、『お湯殿の上の日記』の天正七（1579）年七月十五日の条の

はすのく御の御はいせんめゝすけとの。宮の御かたへはしん大すけとの。御さか日より上らふまいらせらるゝ。

という記載にみる蓮の供御の「御はいせん」=御配膳から、先祖供養に供える食事ではないことが理解し得る。

さらに、「施餓鬼」（IV史料）という文言は、挙例史料からは一例しか窺えないが、この施餓鬼の習俗は、すでに1400年30年代にみられ、この時期以後もこの習俗は受け継がれていたのである。すなわち、『看聞御記』の永享五（1432）年七月十五日の条の「施餓鬼初之間入聽聞所」という記載、『親長卿記』の長享三（1489）年七月十四日の条にみる「及晚參安禪寺殿、御施餓鬼聽聞之」という文言からも理解できる。（1430年代以前、つまり応永卅（1423）年七月十五日の条にも「施餓鬼被始之間聽聞所二入」とみえる。）

このように1400年代には、施餓鬼が存在していたことが窺えるとともに、この習俗は1600年代に至っても受け継がれていったことが理解し得る。

したがって、14世紀以後の公家社会における孟蘭盆の習俗には、I史料からVII史料までをみると、

- ①盆の十三日（あるいはその前後）には墓詣りが行なわれていること
- ②盆の十四日（あるいは十三日）には燈籠の進供があること。
- ③盆の期間中に施餓鬼（聽聞）法要が行なわれていること。
- ④盆の十五日には蓮供御（食事）の配膳がみられること。
- ⑤盆の十四日には、「三代聖靈」「八大祖師以下列祖」「法界衆生」に対して各々三度

(三回)の供水の儀が行なわれていること。
と、これらの習俗に整理し得る。

これらの習俗のうち、①の墓参、②の燈籠進供の習俗、そして③の施餓鬼の習俗は、現在も伝承されている盂蘭盆の習俗であろうと考えられるが、④の蓮供御配膳の習俗や⑤の供水の習俗は現存しているのであろうか。

さらに、現存している②の燈籠進供の習俗は、今日伝承されている燈籠進供の習俗と同じ形態であるのか、否かも検討すべきであろう。とくに、ここでは、盂蘭盆における燈籠進供の習俗形態を中心に、史料事例と伝承事例とを対比させながら次に検討していくことにしたい(④および⑤の習俗については後日の機会に譲ることにする)。

註① 「看聞御記」上(『續群書類從』補遺2所収)

註② 「看聞御記」上(『續群書類從』補遺2所収)

この「燈爐」の風流についての記載のほかに次のものもある。すなわち、永享八(1436)年七月十四日の条の「芳野山孟蘭盆看經如例。自公方燈爐風情。宮御方へ被進。殊勝風情握翫無極」(同『御記』下所収)という文言がそれである。

また、永享九(1437)年七月十四日の条の「自室町殿御方へ燈爐一競馬。被進。」という文言からも風流の状況が窺える。(同『御記』下所収)。

註③～④ 「満濟准后日記」下(『續群書類從』補遺2所収)

註⑤ 「看聞御記」上の応永廿八(1421)年七月十五日の条にみる「其後御廟前參。水廻向了歸。」という文言の「水廻向」と「水供」とが関係あるのではないかと考えている。

また、この「水供」については田中久夫氏の論考がある。すなわち「中世の盆行事ー『満濟准后日記』『看聞御記』を中心としてー」の論考で、「寺家の孟蘭盆会」において行論されている(『祖先祭祀の研究』所収)。

註⑥～⑦ 「満濟准后日記」下(『續群書類從』補遺1所収)

註⑧ 「看聞御記」下(『續群書類從』補遺1所収)

註⑨ 「親長卿記」1(『増補史料大成』41所収)

註⑩ 「親長卿記」2(『増補史料大成』42所収)

註⑪ 「宣胤卿記」2(『増補史料大成』45所収)

註⑫ 「お湯殿の上の日記」5(『續群書類從』補遺3所収)

註⑬ 「お湯殿の上の日記」8(『續群書類從』補遺3所収)

註⑭ 「お湯殿の上の日記」10(『續群書類從』補遺3所収)

この燈籠返礼の習俗は、同『日記』をみると毎年七月十六日に行なわれていたことがわかる。たとえば、この習俗の記載がある年月日を数例挙げると次のとおりである(<>内の数字は巻数を示す)。

(1)天文十八年七月十六日の条<5>

(2)天文廿二年七月十六日の条<5>

(3)弘治二年七月十六日の条<5>

(4)永祿二年七月十六日の条<6>

(5)永祿五年七月十六日の条<6>

(6)元亀四年七月十六日の条<7>

(7)天正四年七月十六日の条<7>

(8)天正十四年七月十六日の条<8>

(9)文祿四年七月十六日の条<8>

(10)慶長三年七月十六日の条<9>

(11)貞享元年七月十六日の条<10>

以上11例を挙例したが、これ以外にも数多くあり、枚挙に遑がない。また、(1)の天文以前に

は「御とうろうとも御くはりあり」云々という文言であることも窺える（文明十 [1478] 年七月十六日の条、同『日記』1所収。このことは、貞享三（1683）年七月十六日の条の「御とうろう御くはり有」という文言からも明白である。

註⑯ 「お湯殿の上の日記」7（『續群書類從』補遺3所収）

註⑰ 「看聞御記」下（『續群書類從』補遺1所収）

註⑮ 「親長卿記」1（『増補史料大成』41所収）

註⑭ 「看聞御記」上（『續群書類從』補遺1所収）

ここでは、一・二の挙例の史料にとどめているが、「施餓鬼」の習俗の記載は枚挙に遑がないので挙例をひかえた。

第三章 孟蘭盆に燈籠を供える習俗

中世公家の孟蘭盆の習俗のうち、15世紀前半とくに1430年代以後に燈籠の進供の風習が現われてきたことを提示したつもりであるが、現在の孟蘭盆にみる燈籠進供の習俗とのかかわりを、ここでは検討していくことにしよう。

ただすでに一事例を挙げたが、その前に近代と中世とを結びつける近世の孟蘭盆での燈籠進供の習俗の存否を窺うことにしたい。

さきに挙例した『お湯殿の上の日記』の天和二（1682）年七月十六日の条にみえる「御とうろうの御くはりあり」という文言、¹⁶ 貞享二（1685）年七月十三日の条の、中宮の御かたより御とうろうまいる。近衛殿。二條殿。外様おとこたちより御とうろう進上。女中衆よりも御とうろうまいる。

という記載と同月十六日の条の「御燈籠の御返しあり」という文言から、近世に至っても公家社会では、孟蘭盆において燈籠進供の習俗が継承されていたことを知る。さらに、燈籠の返礼の習俗も行なわれていたことが窺えるのである。

このように近世前半の史料をみると、公家の孟蘭盆の習俗の一つに燈籠の進供と返礼の習慣が、中世から受け継がれていることを知る。

また、『守貞漫稿』の「夏冬」の編に盆燈籠の記載がみえる。すなわち、

盆燈籠 世事談日後堀河院寛喜二年七月始て燭を燈す十四日の夜より晦日に至る上元下元には燭なし云々 今世は三都とも七月朔日より晦日に至り燈を點じ又八月も三日迄繼之を無縁法界の爲也とし又京師にて或は明智光秀の爲と云は逆賊なれとも京都の地子錢を免せし報恩の意を云也。

とあり、七月十四日の夜より晦日まで燈籠を灯したことが窺える。また、八月三日まで続けて灯し、「無縁法界」すなわち無縁靈のために供養したことがわかる。

そして、同じ「盆燈籠」の項に「昔は切子を専用し近世提灯を用ふるとも云う」とあり、喜多川守貞が書きとどめた近世中頃には、切子燈籠と提灯とが用いられていたことを知る。

このように近世においても孟蘭盆の習俗の一つとして燈籠が先祖供養のために用いられていたことが窺える。

では、近代すなわち明治時代以後、現在に至るまでの間の盂蘭盆における燈籠進供の習は、いかなるものであったかを民俗（伝承）事例から窺うことにしておこう。

① 大正十三（1924）年刊『土佐風俗と伝説』（寺石正路著）の「年中行事」の項。
七月十三日より十五日まで盆祭りをなす。家々仏壇を淨め花檻^{はなしきみ}様々の供物を備えこれを祭り又墓参をなす。火見舞と称し新盆の家を見舞う。新盆の家は特別に鄭重なる祭りをなし、諸家より贈られたる燈籠を室の内外につり哀れを添う。

十六日は盂蘭盆にて、野外に花檻を立て施餓鬼^{せがき}をなす。又夕方は家々松明^{まい}を燃やし仏を送る。

② 昭和二（1927）年刊『牟婁口碑集』（雜賀次郎著）の「年中行事」の項。
十三日の夕から十五日夜まで家々の仏壇を飾り、香華、燈明は無論、三度の食事とヤセコ（夜食）の四回、小さき食器にいろいろの精進料理を盛り、お茶湯、水菓子、菓子などと共に、その家の仏（死者）の数だけ、みな別々に供う。

（中 略）

新仏ある家は十三日精靈棚をつくり、これにおさや（靈屋）を置く、精靈棚は青竹と板と檜葉より成り、括るに元結いを用ゆ、高さ五尺ばかりにてほぼ次図のごとし（図は省略するが、図の左に次の記載がある。

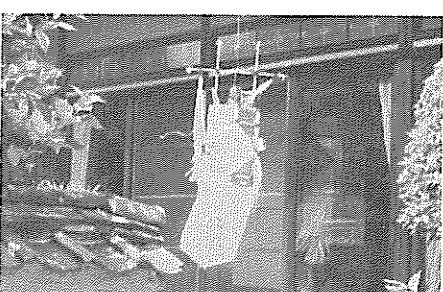
（中 略）

この精靈棚を庭先の縁に接する軒下に据え、下に白砂を盛りて線香を立つ所とす。



▲初盆の吊燈籠（奈良市中山町）

十三日夕に新仏來たれば梯子の段が狂うて見ゆなどいう。親戚、知己の人々は燈籠、岐阜提燈に蠟燭を添えて贈る（線香、素麺などを贈る人もあり）。燈籠、提燈は、細き竹に並べつるすこと図のごとし、精靈棚の前に縦に二列もしくは四列、五列に並べたり、十三日の夜より十五日の夜で毎夜これに燈を入れる、交際多き家はその数多く数百十にも及び美觀を呈す、中にはその多きを誇る風あるもあり。親戚、知己はこれに詣るを禮としこれをお棚まいりという。（下略）。



▲初盆の吊燈籠（奈良市押熊町）

③ 昭和六（1931）年刊『北安曇郡郷土誌稿一年中行事篇一』（信濃教育会北安曇郡会編）の「新盆の項」。

新盆のぎり

○近親や近所の人は十三日線香・蠟・素麺・燈籠などを持て新盆の家を訪ねる。

これを「新盆のぎり」と云っている。（中 略）



▲初盆の吊燈籠（奈良市中山町）

○近年新盆の仏様に「盆燈籠」と呼んで岐阜提燈を贈ることが行われて来た。

以上、①②③の民俗事例からもわかるとおり、新盆の家に対して燈籠が進供されていたことが認められる。また、この三事例以外の各地でも新盆の家へ燈籠を進供する風習があったことを付け加えておくことにしておこう。

次に、奈良県内の盂蘭盆における燈籠進供の習俗の民俗事例を若干挙げることにしよう。

(a) 奈良市押熊町の盂蘭盆

新盆の家では八月十二日にタナ（アラタナ）をつくり、この日から飾りつけて、新仏を祀る。タナは祭壇上の最上段に安置し、中下段には供物を供える。この祭壇は疊半帖程の巾で、普通は三段が多く、この段に白い布を敷いて、最上段には位牌を置く。中下段の両側には米の粉でつくったラクガソの造花=飾り花を置く。このアラタナのある座敷の軒先には切子燈籠を飾る。かつて、この燈籠は多い家では四～六つ程が飾られていたという。また燈籠は兄弟あるいは子供などが供え、新仏を供養する。現在では、一対（二つ）の燈籠か、岐阜提燈が進供される。

(b) 奈良市佐紀町の盂蘭盆

新盆の家では八月十三日から る。十三日の早朝からヤカタ（アラタナ）の準備をする。今日では、座敷の床間の近くに祭壇をつくり、この祭壇の最上段にヤカタを安置し、中下段に供物を置く。

かつては、ヤカタも家でつくり、軒縁に設けて、新仏を祀ったが、次第に座敷内にヤカタを設けるようになってきたのである。そして、親の初盆には子供が切子燈籠を供え、七～八つ程の燈籠を軒先に飾ったということであるが、今日では二つ程度の燈籠が普通になってきている。

(c) 平群町福貴の盂蘭盆

新盆のある家では、八月七日の朝にタナ（アラタナ）をつくり、新仏を祀る。青竹とモコとヒイバ（桧木の葉）でアラタナをつくる。アラタナは、仏壇の横に設けて新仏を供養し、近親者から新仏のために切子燈籠を供える。かつては、この燈籠は多いところでは七つ程であるが、普通は三つ程であった。現在では、この風習もなくなりつつあるという。

この燈籠は、新仏と濃い血縁者によって供えられたが、今日では燈籠のかわりに供物が進供されるようになってきている。

また、かつて新盆の家へ村の青年団がタイコを叩いて踊ったが、現在はこの習俗も消滅した。この踊りをタナ踊りと呼んだ。

(a)(b)(c)の民俗事例、さらにすでに触れた①②③の民俗調査報文の事例をみると、近代における盂蘭盆、とくに新盆の供養に切子燈籠が進供されることを知る。

さらに、(a)(b)(c)の民俗事例で明示しなかったが、かつていずれも燈籠を供えてもらった近親者あるいは血縁者の家で新盆が営まれたときには、燈籠を返礼にしたという。

このように盂蘭盆の行事で、とりわけ新盆には燈籠が供えられ、かつ返礼が行なわれてきたことを知り得た。この事実から盂蘭盆の習俗の一つである燈籠進供の習俗は中世後半以後、脈々と受け継がれてきたことが窺える。

ただ、盂蘭盆における燈籠進供の習俗は、近代以前とは相違したものであることがこの民俗事例によって窺い得たといえよう。いいかえるなら、盂蘭盆での普通の先祖供養に燈籠が進供・返礼されていった近代以前と異なり、近代以後は新盆にみる新仏の精霊の供養に燈籠が進供・返礼されてきているのである。

したがって、先祖供養形態にみる燈籠の進供・返礼の習俗にも大きな違いを史的に見出すことができるのである。

註①～② 「お湯殿の上の日記」10（『続群書類從』補遺3所収）

註③ 『日本民俗史大系3 中国・四国』所収

註④ 『日本民俗誌大系4 近畿』所収

註⑤ 『日本民俗誌大系6 中部II』所収

註⑥～⑧の民俗事例は、新盆（初盆）の習俗のみを明示したが、普通の盂蘭盆についての報文は割愛したことを、ここでことわっておく。

註⑨～⑪ いずれもその地域での聴取および盂蘭盆の習俗を実見している民俗事例であるが、これら以外の奈良市域および大和郡山市域などでも聴取を行なった。これらの市域での民俗事例は割愛したことを明示しておく。

結びにかえて

平安貴族、鎌倉・室町期の公家の先祖を祀る習俗を中心に窺ってきたが、貴族・公家社会での祖先祭祀の習俗にも一つの画期を見出し得ることを提示してきたつもりである。

いいかえると、平安（後期）貴族によって営まれていた先祖を祀る習俗、とくに盂蘭盆習俗は、15世紀前半から中頃にかけて、それ以前の習俗に併せて燈籠進供がみられるようになり、一つの変化がもたらされていったと考えられるのである。

さらに、14世紀前半から中頃にかけて現われてきたこの公家社会にみる燈籠進供の習俗は、その後近世中頃に至っても継承されていったことも窺える。このことと併せて、近代以後の先祖を祀る習俗とを対比させてみたとき、燈籠進供の習俗に一つの変化が存在し

ていたこともわかったといえよう。

つまり、近代以後のこの習俗（民俗事例）で認識していた燈籠進供は、盂蘭盆における新盆の新仏に対して行なわれる習俗として伝承されてきたものであるが、中世公家社会における燈籠進供は、盂蘭盆での一般的な先祖の精霊に対して行なわれてきた習俗であり、精霊に違いのあることを提示してくれたといえよう。

このように中世公家社会の先祖祀り、すなわち盂蘭盆の習俗にみられたものが、後世において若干の違いをみせながらも、現在にまで継承されてきたことを知る。

中世公家社会での先祖祀りの習俗にみたものが、現在の民俗文化の一つとして伝承されていたことを、ここでは提示するにとどめ、先祖祀りにかかわる習俗の変遷をたどることによって、現今の習俗で理解しがたいものも明らかになることを提示して結びとしたい。

(1987.2.5 了)

奈良県立民俗博物館研究紀要第11号

発行所 奈良県立民俗博物館
大和郡山市矢田町545（大和民俗公園内）

発行日 昭和63年3月30日

印刷所 織堀内印刷 大和高田市春日町

